

世界最先端 IT 国家創造宣言

工程表

平成 25 年 6 月 14 日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

1. 本工程表の目的・構造

IT総合戦略本部では、IT・情報資源の利活用で、未来を創造する国家ビジョンとして、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）（以下「創造宣言」という。）を策定した。

「創造宣言」では、今後、5年程度の期間（2020年まで）に世界最高水準のIT利活用社会を実現することを目標に、

- ① 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現、
- ② 国民が健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会の実現、
- ③ 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられることができる社会の実現、

の3項目について目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な取り組み等を取りまとめている。

本工程表は、「創造宣言」において示された、目指すべき社会・姿の実現に向けて、誰（どの府省）が、いつまでに、具体的に何を実施するのかを明らかにするとともに、各府省間での連携が必要な施策については、個々の役割分担と達成すべき事項を明確化することにより、着実に具体的な成果に結び付けることを目的として策定するものである。

本工程表は、「創造宣言」で示された取り組みや目標に対して、短期、中期、長期に分けて、どの府省が、いつまでに、何を実施するのか、各府省の施策がどのように関係しているのかなどをわかりやすく明示するために図示した資料と図に記載されている施策の内容を可能な限り詳細に記載した資料により構成されている。

2. 本工程表のフォローアップ

今年は、政府CIO制度創設元年であり、内閣法及び高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（以下「IT基本法」という。）が改正（平成25年5月31日公布・施行）され、内閣法に基づき、高度な府省間の政策調整を行う権限等により、政府全体のIT政策の司令塔として、省庁間に横串を刺し、省庁の縦割りを打破し、IT政策を強力に推進する役割を担う「内閣情報通信政策監」、いわゆる「政府CIO」が設置されるとともに、IT基本法に基づき、府省横断的な計画の作成、経費の見積もり方針の作成、施策の評価など、IT総合戦略本部の事務の一部について、政府CIOがIT総合戦略本部の本部長から委任を受けて実施することができることとなった。

本工程表は、「IT基本法」第26条に記載されている「府省横断的な計画」に該当するものであり、IT基本法に基づき、今後、本部長から委任される事務として、

政府CIOが中心となって、適時、適切なタイミングで本工程表のフォローアップを行うとともに、その結果を踏まえ、本工程表の改訂を行い、「創造宣言」の実現（ひいては「世界最高水準のIT利活用社会」の実現）に向けて、より具体的な道筋を明らかにするものとなるよう、ブラッシュアップを行うこととする。

目 次

<u>1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現</u>	
(1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進	4
(2) IT を活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開 (Made by Japan 農業の実現)	13
(3) 幅広い分野に跨がるオープンイノベーションの推進等	16
(4) IT・データを活用した地域（離島を含む。）の活性化	20
(5) 次世代放送サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化	22
<u>2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会</u>	
(1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現	26
(2) 世界一安全で災害に強い社会の実現	32
(3) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現	42
(4) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現	45
(5) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）の実現	53
<u>3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現</u>	
(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供	59
(2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革	62
(3) 政府における IT ガバナンスの強化	65
<u>4. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化</u>	
(1) 人材育成・教育	68
(2) 世界最高水準の IT インフラ環境の確保	76
(3) サイバーセキュリティ	80
<u>5. 規制改革と環境整備</u>	82

実施スケジュール（1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現）

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		
①オープンデータ・ビッグデータの活用 の推進 ①公共データの民間開放（オープンデータの推進）	利用 ルールの見直し	各府省ホームページ 利用ルール見直し 【内閣官房、全府省】	その他、必要な利用 ルールの見直しを行う 【内閣官房、全府省】							・各府省の オープン データ達成 状況	
	データ カタログ の整備と 公開内容 の拡大・ 充実	データカタログサイト 試行版立ち上げ 【内閣官房、全府省】	データカタログ サイト本格運用 開始【内閣官房、 全府省】	データカタログサイトの機能等の改善 【内閣官房、全府省】							・データカタ ログに掲載 されるデー タセットの 数、アクセ ス数・ダウ ンロード数
		オープンデータに係る基盤の整備 【内閣官房、総務省、経済産業省】			オープンデータに係る基盤の維持管理・普及 【内閣官房、総務省、経済産業省】						
		情報流通連携基盤共通API（データモデル、 共通ポキャブラリ、標準API規格等）の開発・ 実証【総務省】									
		連携									
		情報連携用語彙データベースの開発・実証 【経済産業省】									
		データカタログに登録するデータの充実 重点分野（地理空間情報（G空間情報）、防災・減災情報、予算・決算・調達情報、人の移動に関する情報、白書） から優先的に取り組む【全府省】									
		統計データのオープン化の推進【総務省、全府省】									
	地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等【総務省、国土交通省、経済産業省】										
	公共 データ の利用 促進	オープンデータの普及・啓発と人材育成 【総務省、経済産業省】									
地理空間情報（G空間情報）を通じた新サービスの創出及び防災・地域活性化の推進 【総務省、国土交通省、経済産業省】											

1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

(1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

① 公共データの民間開放（オープンデータ）の推進

【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 2013 年度にデータカタログサイトの試行版を立ち上げ、2014 年度から本格運用を実施する。
- ・ 2015 年度末には、他の先進国と同水準の公開内容を実現する。

【短期（2013 年度～2015 年度）】

○ 利用ルールの見直し

- ・ 公共データの自由な二次利用（編集・加工等）を認める利用ルールの見直しを行う。電子行政オープンデータ実務者会議の検討を踏まえ、各府省ホームページにおける利用ルールを見直す。更に、その他必要な利用ルールの見直しを行う。【内閣官房、全府省】

○ データカタログの整備、公開内容の拡大・充実

- ・ データカタログの整備を行う。2013 年度にデータカタログサイトの試行版を立ち上げる。2014 年度にデータカタログサイトの本格運用を開始するとともに、それ以降、必要に応じ機能等の改善を行う。【内閣官房、全府省】
- ・ オープンデータに係る基盤の整備を行う。総務省は、2013 年度、2014 年度にオープンデータ流通推進コンソーシアムと連携しつつ、実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通 API（データモデル、共通ボキャブラリ、標準 API 規格等）等を開発・実証し、2015 年度に国際標準化を推進する。経済産業省は、2015 年度までに情報連携用語彙データベース（基本語彙の定義等をまとめたデータベース）を開発・実証する。総務省及び経済産業省で成果を連携しつつ実証を進め、実証成果はデータカタログでも活用する。【内閣官房、総務省、経済産業省】
- ・ データカタログに登録するデータの充実を図る。地理空間情報（G 空間情報）、防災・減災情報、統計情報、調達情報、人の移動に関する情報、白書等の重点分野の情報から優先的に、機械判読に適したデータの公開を拡大する。また英語表記のコンテンツを充実させる。【全府省】
- ・ 統計データの透明化・オープン化の推進を図る。2013 年度に統計データの有用性向上・利用促進を含む新たな公的統計の整備に関する基本計画を決定する。2014 年度に統計情報データベースへ API を導入する。オンライン調査システムに関し 2015 年度にスマートフォン等への対応の一部試行を行う。【総務省、全府省】
- ・ G 空間×ICT の推進による新サービスの創出、防災・地域活性化を図る。2013 年度に取り組むべきプロジェクト等について検討し、2014 年度、2015 年度に関係府省と連携して、G 空間オープンデータ・プラットフォームの構築、2014 年度に地理空間情報（G 空

間情報) 流通基盤技術の実証、新産業・新サービスの創出や防災・地域活性化の推進のための特定地域における実証プロジェクトを行い、本プロジェクトを通じて、データ等の整備及び流通基盤の構築を行う。【総務省、国土交通省】

- ・ G 空間社会の実現に向けた取り組みの推進を図る。基盤地図情報・電子国土基本図の更新・提供、地理空間情報 (G 空間情報) ライブラリーの運用、GNSS 連続観測システム (電子基準点) の構築・運用と地殻変動の即時把握を行う。【国土交通省】
- ・ 地理空間情報 (G 空間情報) の1つである地質情報の整備を図る。我が国の75%の整備が完了している5万分の1地質図幅については完備を目指し引き続き整備を行うとともに、全国の整備が完了した20万分の1地質図幅については、最新の地質情報に基づき改訂を進める。海洋地質図、火山地質図等の地質情報についても、重要な地域より順次整備を進める。【経済産業省】

○公共データの利用促進

- ・ オープンデータの普及・啓発と人材育成を実施する。総務省は、国・自治体・公益企業等と連携した実証実験でオープン化されたデータ等を活用したアプリケーションの開発 (一般公募も含む。) を行う。またオープンデータ流通推進コンソーシアムと連携し、アイデアソン、ハッカソン、シンポジウム、優秀事例の表彰等を行う。経済産業省は、自治体の協力の下、自治体が保有する公共データをコンピュータ処理が可能な形式で公開し、民間情報や SNS と融合したサービスモデルの実証、データ活用コンテスト等を行う。【総務省、経済産業省】
- ・ G 空間×ICT の推進による新サービスの創出、防災・地域活性化を図る。2013 年度に取り組むべきプロジェクト等について検討し、2014 年度、2015 年度に、新産業・新サービスの創出や防災・地域活性化のための特定地域における実証プロジェクトを行い、実証プロジェクトの成果の全国普及を行う。【総務省】
- ・ G 空間社会の実現に向けた総合的な課題の検討、地理空間情報 (G 空間情報) を活用した新サービスの展開のための実証事業の実施、人材育成を行う。【国土交通省】
- ・ 地質情報について、ユーザー (専門家、一般市民、自治体関係者等) のレベルに合わせたコンテンツや解説を充実するなど、わかりやすく使いやすい地質情報の提供を図るとともに、地質情報閲覧システムを、地質情報等や他機関データも含めて総合的に検索・閲覧可能な、地質関連情報全般を束ねるようなポータルシステムに改良する。なお、実施の際は G 空間オープンデータ・プラットフォームとの連携を図る。また、民間での更なる2次利用の促進のために、地質データと他種データとの統合によって創出された新たな価値やビジネスの例を調査・収集する。【経済産業省】

【中期 (2016 年度~2018 年度)】

○データカタログの整備、公開内容の拡大・充実

- ・ データカタログの機能等の改善を図るとともに、データカタログに登録するデータの充実を図る。【内閣官房、全府省】

- ・ オープンデータに係る基盤の維持管理を行うとともに、普及を図る。【内閣官房、総務省、経済産業省】
- ・ 引き続き、統計データの透明化・オープン化を図る。また、スマートフォン等対応を実施する。【総務省、全府省】
- ・ G 空間社会の実現を図るため、関係府省と連携して、データ等の整備、G 空間オープンデータ・プラットフォームの利活用及び地理空間情報（G 空間情報）活用の全国普及を推進する。【総務省、国土交通省】
- ・ G 空間社会の実現に向けた取り組みの推進を図る。基盤地図情報・電子国土基本図の更新・提供、地理空間情報（G 空間情報）ライブラリーの運用、GNSS 連続観測システム（電子基準点）の構築・運用と地殻変動の即時把握を行う。【国土交通省】
- ・ 引き続き、地質情報の整備を図る。【経済産業省】

○公共データの利用促進

- ・ G 空間社会の実現を図るため、実証プロジェクトの成果の国内外への展開を推進する。【総務省】
- ・ 実証等の成果の普及を図るとともに、さらに G 空間社会の実現に向けた取り組みを推進する。【国土交通省】
- ・ 地質情報について、その提供システムを、一般市民向けに、必要な知識がなくても容易に操作ができるインターフェースに改善するとともに、各データベースコンテンツを、国際標準に対応した他の地理空間情報（G 空間情報）などと重ね合わせて配信・表示できる形式で再整備する。なお、実施の際は G 空間オープンデータ・プラットフォームとの連携を図る。また、民間での更なる 2 次利用の促進のために、地質データと他種データとの統合によって創出された新たな価値やビジネスの例を周知・共有する。【経済産業省】

【長期（2019 年度～2021 年度）】

○データカタログの整備、公開内容の拡大・充実

- ・ データカタログの機能等の改善を図るとともに、データカタログに登録するデータの充実を図る。【内閣官房、全府省】
- ・ オープンデータに係る基盤の維持管理を行うとともに、普及を図る。【内閣官房、総務省、経済産業省】
- ・ 引き続き、統計データの透明化・オープン化を図る。【総務省、全府省】
- ・ G 空間社会の実現を図るため、関係府省と連携して、データ等の整備、G 空間オープンデータ・プラットフォームの利活用及び地理空間情報（G 空間情報）活用の全国普及を推進する。【総務省、国土交通省】
- ・ G 空間社会の実現に向けた取り組みの推進を図る。基盤地図情報・電子国土基本図の更新・提供、地理空間情報（G 空間情報）ライブラリーの運用、GNSS 連続観測システム（電子基準点）の構築・運用と地殻変動の即時把握を行う。【国土交通省】

- ・ 引き続き、地質情報の整備を図る。【経済産業省】

○公共データの利用促進

- ・ G 空間社会の実現を図るため、実証プロジェクトの成果の国内外への展開を推進する。
【総務省】
- ・ 実証等の成果の普及を図るとともに、さらに G 空間社会の実現に向けた取り組みを推進する。【国土交通省】
- ・ 地質情報について、利用目的に合った各種情報をワンストップで統合表示できる総合ポータルシステムを構築するとともに、他種データとの統合を図り、ユーザーの要求に応じた地質情報や地理空間情報（G 空間情報）コンテンツの提供を可能とするデータバンクポータルを構築する。なお、実施の際は G 空間オープンデータ・プラットフォームとの連携を図る。【経済産業省】

実施スケジュール（1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現）

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		
②ビッグデータ活用による新事業・新サービス創出の促進 (1)オープンデータ・ビッグデータの活用促進	<p>オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備(規制改革会議との連携)(再掲含む)</p> <p>IT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置【内閣官房】(再掲)</p> <p>パーソナルデータ利活用ルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等を年内できるだけ早期に着手【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】(再掲)</p> <p>新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針の策定【内閣官房、関係省庁】(再掲)</p> <p>先行的にルール策定された分野における取組の普及促進【総務省、関係省庁】</p>									<p>・パーソナルデータ利活用に関連した制度見直しの達成状況</p> <p>・ビッグデータ活用により創出された新事業・新サービスの合計額</p>	
	<p>利活用の促進(再掲含む)</p>	<p>パーソナルデータ利活用ルールに基づく、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等の実施【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】(再掲)</p> <p>新産業創出への支援【総務省、経済産業省】</p> <p>各分野(街づくり、公共交通、防災、医療、健康、エネルギー等)におけるビッグデータの利活用を促進【関係府省】(再掲)</p>									
	<p>人材育成(再掲)</p>	<p>ビッグデータ利活用できる人材(データサイエンティスト等)の育成【文部科学省】(再掲)</p>									
	<p>技術開発</p>	<p>基礎技術の確立【総務省、文部科学省、経済産業省】</p>			<p>応用技術の確立、国際標準化【総務省、文部科学省、経済産業省】</p>			<p>実用化【総務省、文部科学省、経済産業省】</p>			

②ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進

【目標（マイルストーン含む）】

- ・ IT 総合戦略本部の下に設置される新たな検討組織において、年内に制度見直し方針策定。制度見直し方針に沿って、2014 年度以降に、パーソナルデータ利活用環境を整備する。

【短期（2013 年度～2015 年度）】

○オープンデータやビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備

（規制改革会議と連携）

- ・ パーソナルデータの取扱いについては、IT 総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置（6 月中）し、検討を開始する。（再掲）【内閣官房】
- ・ 個人情報及びプライバシー保護に配慮したパーソナルデータ利活用ルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等の取り組みを年内できるだけ早期に着手し、2015 年度末までには、検討を踏まえて必要に応じ個人情報保護ガイドラインの見直しや同意取得手続きの標準化等を実施する。

なお、規制改革実施計画（平成 25 年 6 月閣議決定予定）に基づき、消費者庁は、ビッグデータの利用に資する例を含む形で、「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」（Q&A）の改訂を 2013 年度上期に行う。また、内閣官房及び消費者庁は協力しつつ、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを 2014 年上期に策定する。個人情報保護法における事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁は、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において、2014 年中に明確化する。

（再掲）【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】

- ・ 第三者機関の設置も含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定し、制度見直し方針に基づき、国際的な連携にも配慮しつつ、各施策を実施する。（再掲）【内閣官房、関係省庁】

（先行的取組の推進）

- ・ 先行的にルール策定が行われたスマートフォンの利用者情報の取扱い分野について関係省庁及び業界団体、事業者が連携し取組の普及を推進する。また、二国間、各国間の場を活用し、国際的にも情報共有や連携を推進する。【総務省、関係省庁】

○利活用の促進

- ・ ビッグデータの利活用を行った新たなビジネスの立ち上がり支援等を行い、民間における新たな付加価値等の創出を推進する。【総務省、経済産業省】
- ・ 各分野（街づくり、公共交通、防災、医療・健康、エネルギー等）における実証プロジェクト等の取組の中で、ビッグデータ利活用の検討を行い、新たな付加価値等の創出に向けた知見を得る。（再掲）【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省】

○人材育成

- ・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材（データサイエンティスト等）の育成に着手する。（再掲）【文部科学省】

○技術開発

- ・ ビッグデータの利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上や相互接続性の確保、大規模データの蓄積・処理技術の高度化など、共通的技术の早期確立を図るとともに新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその活用を推進する。具体的には、データ利活用を実現するビッグデータ活用技術（収集・伝送、処理、利活用・分析など）について、各省の役割を明確にしたうえで各省が連携し、異なる目的で収集された様々なデータから有益な情報・知見をリアルタイムで抽出できる基礎技術、光通信技術（400Gbps 級）、ネットワーク仮想化技術などの研究開発を実施するとともに、情報を流通・循環させ、分野を超えて情報が活用されることにより、新事業・新サービスの創出を促進する。【総務省、文部科学省、経済産業省】

【中期（2016 年度～2018 年度）】

○オープンデータやビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備

（規制改革会議と連携）

- ・ パーソナルデータ利活用ルールに基づき、検討を踏まえて必要に応じ個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等を実施する。（再掲）【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】
- ・ IT 総合戦略本部の下の検討組織において、とりまとめられた制度見直し方針に基づき、国際的な連携にも配慮しつつ、各施策を実施する。（再掲）【内閣官房、関係省庁】

○利活用の促進

- ・ ビッグデータの利活用を行った新たなビジネスの立ち上がり支援等の成果を踏まえ、民間における新たな付加価値等の創出を積極的に推進する。【総務省、経済産業省】
- ・ 各分野（街づくり、公共交通、防災、医療・健康、エネルギー等）における実証プロジェクト等の取組の成果を活かし、新たなサービスの創出を促進する。（再掲）【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省】

○人材育成

- ・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材（データサイエンティスト等）の育成を推進する。（再掲）【文部科学省】

○技術開発

- ・ ビッグデータの利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上や相互接続性の確保、大規模データの蓄積・処理技術の高度化など、共通的技術の早期確立を図るとともに新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその活用を推進する。具体的には、データ利活用を実現するビッグデータ活用技術（収集・伝送、処理、利活用・分析など）について、各省の役割を明確にしたうえで各省が連携し、異なる目的で収集された様々なデータから有益な情報・知見をリアルタイムで抽出できる応用技術を確立し、確立した技術の市場展開を図りつつ国際標準化提案を行い、日本発の技術確立を推進するとともに、情報を流通・循環させ、分野を超えて情報が活用されることにより、新事業・新サービスの創出を促進する。【総務省、文部科学省、経済産業省】

【長期（2019年度～2021年度）】

○オープンデータやビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備

（規制改革会議と連携）

- ・ IT 総合戦略本部の下の検討組織において、とりまとめられた制度見直し方針に基づき、国際的な連携にも配慮しつつ、各施策を実施する。（再掲）【内閣官房、関係省庁】

○利活用の促進

- ・ 各分野（街づくり、公共交通、防災、医療・健康、エネルギー等）における実証プロジェクト等の取組の成果を活かし、新たなサービスの創出を促進する。（再掲）【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省】

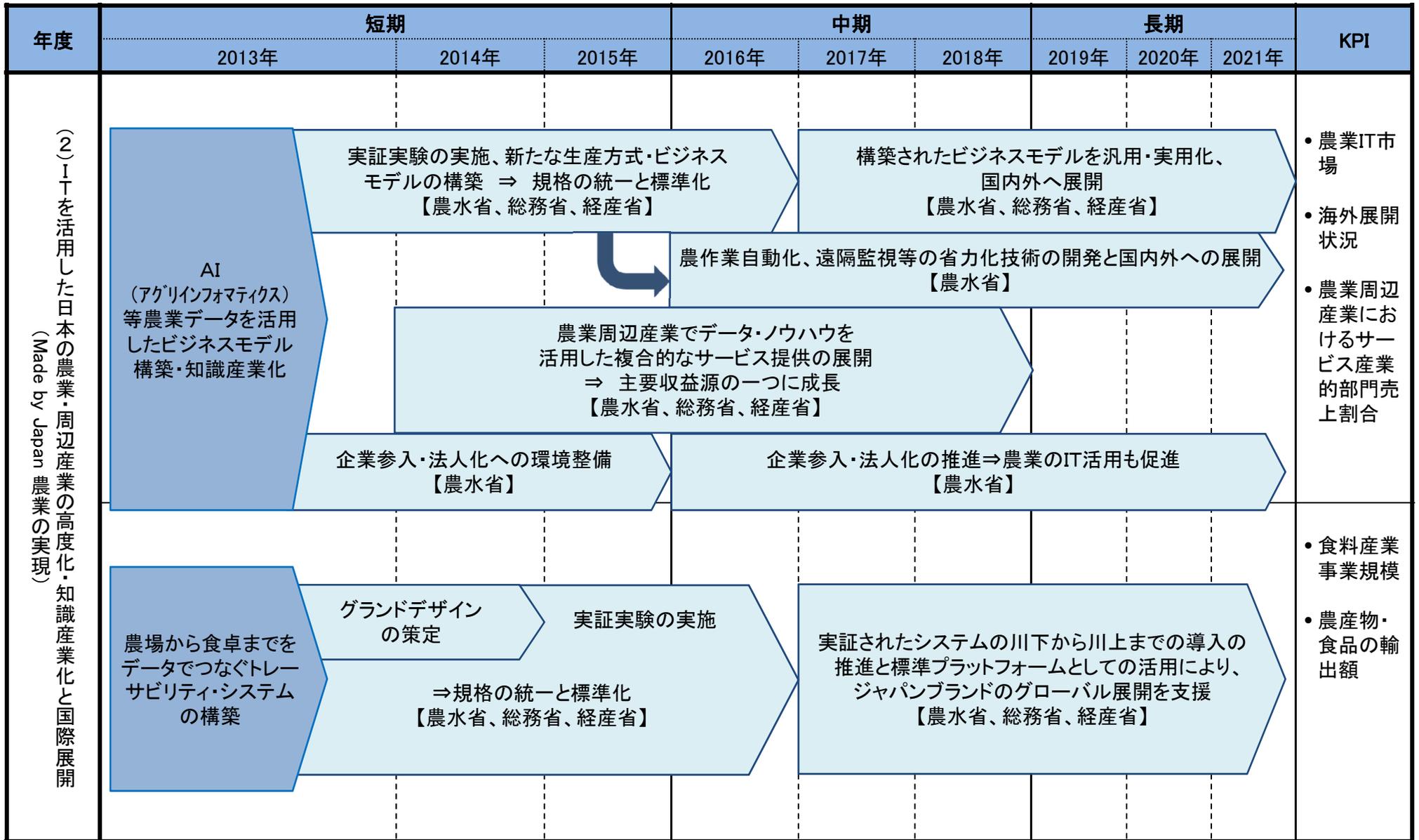
○人材育成

- ・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材（データサイエンティスト等）の育成を推進する。（再掲）【文部科学省】

○技術開発

- ・ ビッグデータの利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上や相互接続性の確保、大規模データの蓄積・処理技術の高度化など、共通的技術の早期確立を図るとともに新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその活用を推進する。具体的には、データ利活用を実現するビッグデータ活用技術（収集・伝送、処理、利活用・分析など）について、各省の役割を明確にしたうえで各省が連携し、異なる目的で収集された様々なデータから有益な情報・知見をリアルタイムで抽出できる技術の社会実装（実用化）を実施するとともに、情報を流通・循環させ、分野を超えて情報が活用されることにより、新事業・新サービスの創出を促進する。【総務省、文部科学省、経済産業省】

実施スケジュール（1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現）



(2) IT を活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開 (Made by Japan 農業の実現)

【目標 (マイルストーン含む)】

- ・ 2015年度までに、企業の農業参入や農業経営の法人化の推進のための環境整備を進めて、農業経営の新規参入、後継者の円滑な確保や大規模化を促進する。
- ・ 2016年までに、農業データを活用した新たな生産方式「AI (アグリインフォマティクス) 農業」を構築する。
- ・ 2017年度以降、「AI 農業」等で生産された農産物と技術の海外展開を行う。
- ・ 2018年までに、農業関連の周辺産業において、「AI 農業」等の取り組みで得られたデータ・ノウハウを商品とセットで販売する等複合的なサービスを展開し、業界の主要収益源の一つに成長。
- ・ 2020年度には農林水産物等輸出額が1兆円を突破。

【短期 (2013年度～2015年度)】

○AI等農業データを活用したビジネスモデル構築・知識産業化

- ・ 特定の農作物を対象とした実証実験および新たな生産方式・ビジネスモデルの構築を通して、情報連携プラットフォームや知的財産の活用方策について取りまとめを行い、規格の統一と標準化に向けた取り組みを実施する。【農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ 農業資材・機械等の農業周辺産業において、AI 農業等の取り組みで得られたデータ・ノウハウを商品とセットで販売する等の複合的なサービス展開を図る。【農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ 企業の農業参入や農業経営の法人化の推進のための環境整備を実施する。【農林水産省】

○農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティ・システムの構築

- ・ 官民連携による検討母体を立上げ、トレーサビリティの現状等について調査を行い、ブランドデザインを策定する。【農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ 実証試験を通じて課題を整理し、規格の統一、実装化・標準化に向けた取り組みを開始する。【農林水産省、総務省、経済産業省】

【中期 (2016年度～2018年度)】

○AI等農業データを活用したビジネスモデル構築・知識産業化

- ・ 様々な作物を対象とした実証実験および新たな生産方式・ビジネスモデルの構築を通して、情報連携プラットフォームや知的財産の活用方策について取りまとめを行い、規格の統一と標準化に向けた取り組みを実施する。【農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ 構築されたビジネスモデルを汎用化・実用化し、国内外への展開を開始する。【農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ 農業資材・機械等の農業周辺産業において、AI 農業等の取り組みで得られたデータ・ノ

ウハウを商品とセットで販売する等の複合的なサービス展開を図る。【農林水産省、総務省、経済産業省】

- ・ 農作業の自動化、遠隔監視等の省力化技術の開発を行うとともに、国内外への展開を図る。【農林水産省】
- ・ 企業の農業参入や農業経営の法人化の推進を図り、農業の IT 活用も促進する。【農林水産省】

○農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティ・システムの構築

- ・ 実証試験を通じて課題を整理し、規格の統一、実装化・標準化に向けた取り組みを推進する。【農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ トレーサビリティ・システムの川下から川上までの導入を推進し、標準的なプラットフォームとして活用することで、ジャパンプランドの農産物・食品のグローバル展開を支援する。【農林水産省、総務省、経済産業省】

【長期（2019年度～2021年度）】

○AI等農業データを活用したビジネスモデル構築・知識産業化

- ・ 構築されたビジネスモデルを汎用化・実用化し、国内外への展開を推進する。【農林水産省、総務省、経済産業省】
- ・ 農業の自動化、遠隔監視等の省力化技術の開発を行うとともに、国内外への展開を図る。【農林水産省】
- ・ 企業の農業参入や農業経営の法人化の推進を図り、農業の IT 活用も促進する。【農林水産省】

○農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティ・システムの構築

- ・ トレーサビリティ・システムの川下から川上までの導入を推進し、標準的なプラットフォームとして活用することで、ジャパンプランドの農産物・食品のグローバル展開を支援する。【農林水産省、総務省、経済産業省】

実施スケジュール（1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現）

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		
(3) 幅広い分野に跨がるオープンイノベーションの推進等	ベンチャー支援の仕組み構築・推進	ベンチャー創出に向けた環境整備【総務省、経済産業省、金融庁】									・起業数
		専門家によるベンチャー事業化支援、技術支援【総務省】									
		開発設備の共同利用等による環境整備【総務省、経済産業省】									
		グローバルITイノベーター創出【経済産業省】 ・海外VCの国内招へい及び起業家への斡旋 等									
		リスクマネー供給の仲介機能を強化【金融庁】									
	事例収集・評価			普及・新たな事業創出			適宜見直しを行い、効率的・効果的に推進【総務省、経済産業省、金融庁】				・支援策の活用状況
	表彰を通じたベストプラクティス普及【総務省、経済産業省】										
	事例収集・評価			普及・新たな事業創出			適宜見直しを行い、効率的・効果的に推進【総務省、経済産業省】				
	中小企業支援ポータルサイトの整備【経済産業省】										
	ポータルサイト開設、運用開始										
中小企業の競争力強化、地域の活性化	アプリケーション拡充（業務連携支援、公的申請支援等）										
	利用者への課金の仕組み等を通じて自立的に運営										
	ITクラウドを活用した地域中小企業の経営支援基盤の確立【経済産業省】										
	経営支援基盤のあり方について調査研究等を実施			地域中小企業の経営情報を蓄積することで資金調達・財務分析等の最適な経営支援を行う仕組みの確立に向け、地域・業種ごとに取り組みを推進			経営支援基盤の普及・活用促進				
	融資・税制優遇によるIT活用促進【総務省、経済産業省】										
				適宜見直しを行い、効率的・効果的に推進【総務省、経済産業省】							

(3) 幅広い分野に跨がるオープンイノベーションの推進等

【目標（マイルストーン含む）】

- ・新事業、新サービスを創出する IT ベンチャーの起業や世界レベルで競争力のある専門企業群を実現する。
- ・ベンチャーを含む、中小企業の競争力強化、活性化。

【短期（2013 年度～2015 年度）】

○ベンチャー支援の仕組み構築・推進

- ・ IT ベンチャーに対して、サービス・機器開発から事業立ち上がりまでを支援する ICT ベンチャー支援プラットフォームを整備する。このため、事業計画策定・顧客ニーズ把握といった事業実施面のアドバイスを行うメンター制度を整備するとともに、技術面における評価支援が行える IT 専門家の人材バンクを新たに整備する。【総務省】
- ・併せて、3D プリンタ等の先端設備の共同利用による新しいモノづくりを促進する支援策等を通じ、ベンチャーや新サービスの創出を支援する。【総務省、経済産業省】
- ・ IT に関する新技術・新事業等の中からグローバル展開すべき先端事案を選定し、国際的な新事業創出の支援（例えば、日本語ではなく“いきなり国際語”で宣材開発、広報支援）等を行う。また、IT イノベーターが国内にいながらにして国際的な事業創出環境（資金、事業化ノウハウ等）を活用できるようにするため、海外の事業創出支援機関等を国内に招聘し、我が国の IT イノベーターとの斡旋等を行う。【経済産業省】
- ・さらに、クラウドファンディングといった IT を活用した新しい資金調達手法の利用促進を含めたリスクマネー供給の仲介機能を強化する。【金融庁】
- ・起業段階にある IT ベンチャーの事業性等評価を実施し、一定の基準を超える優れた事例に関して表彰を行う。併せて、優れた IT 経営を実現し、かつ、他の中小企業が IT 経営に取り組む際に参考となるような中小企業等の事例を発掘し、その中でも先進的な事例を「IT 経営力大賞」にて表彰する。また、IT を利活用してイノベーションを創出し、新たな製品やサービスを生み出した企業等を、関係省庁の連携により実施している情報化月間の一環である「情報化促進貢献個人等表彰」にて表彰する。これらの取り組みを通じて得られた事例をベストプラクティスとして普及・展開させるとともに、革新的事業の創出を図る。【総務省、経済産業省】

○中小企業の競争力強化、地域の活性化

- ・経営・起業に関する情報交換や相談等ができる支援ポータルサイトを構築する。2013 年度にサイト開設、運用開始し、2014 年度以降、搭載アプリケーション（人的交流、専門人材による助言、業務連携支援、公的申請支援、財務データ管理、経営改革支援等）を拡充させる。【経済産業省】
- ・IT クラウドを活用した地域中小企業の経営支援基盤を確立する。2013 年度、地域中小企業の経営情報を IT 利活用により適切に把握して資金調達等の経営支援を行う仕組み

のあり方（具体的な KPI を含む）について調査研究等を実施し、地域や業種ごとに最適な仕組みを検討する。2014 年度以降、前記調査を踏まえ、経営支援基盤の確立に向けた取り組みを推進する。【経済産業省】

- ・ 中小企業における情報化投資を構成する設備資金、ソフトウェアの取得、デジタルコンテンツの制作、上映等に係る運転資金について、株式会社日本政策金融公庫が融資を行う。併せて、中小企業者等が一定の IT 投資等を行った場合に、税額控除又は特別償却の選択適用を認める。これらを通じて、中小企業の IT 利活用を促進し、我が国産業の競争力を底上げする。【総務省、経済産業省】

【中期（2016 年度～2018 年度）・長期（2019 年度～2021 年度）】

○ベンチャー支援の仕組み構築・推進

- ・ 事業実施面のアドバイスを行うメンター制度とともに、技術面における評価支援が行える IT 専門家の人材バンクの活用を推進する。【総務省】
- ・ 併せて、先端設備の共同利用による新しいモノづくりを促進する支援策等を通じ、ベンチャーや新サービスの創出を支援する。【総務省、経済産業省】
- ・ IT に関する新技術・新事業等の中からグローバル展開すべき先端事案を選定し、国際的な新事業創出の支援（例えば、日本語ではなく“いきなり国際語”で宣材開発、広報支援）等を行う。また、IT イノベーターが国内にいながらにして国際的な事業創出環境（資金、事業化ノウハウ等）を活用できるようにするため、海外の事業創出支援機関等を国内に招聘し、我が国の IT イノベーターとの斡旋等を行う。【経済産業省】
- ・ さらに、クラウドファンディングといった IT を活用した新しい資金調達手法の利用促進を含めたリスクマネー供給の仲介機能を強化する。【金融庁】
- ・ 起業段階にある IT ベンチャーの事業性等評価を実施し、一定の基準を超える優れた事案に関して表彰を行う。併せて、優れた IT 経営を実現し、かつ、他の中小企業が IT 経営に取り組む際に参考となるような中小企業等の事例を発掘し、その中でも先進的な事例を「IT 経営力大賞」にて表彰する。また、IT を利活用してイノベーションを創出し、新たな製品やサービスを生み出した企業等を、関係省庁の連携により実施している情報化月間の一環である「情報化促進貢献個人等表彰」にて表彰する。これらの取り組みを通じて得られた事案をベストプラクティスとして普及・展開させるとともに、革新的事業の創出を図る。【総務省、経済産業省】
- ・ 施策の実施に当たっては、適宜見直しを行いつつ、効率的・効果的な推進を図る。【総務省、経済産業省、金融庁】

○中小企業の競争力強化、地域の活性化

- ・ 中小企業支援ポータルサイトにおいて 100 万以上の中小企業・小規模事業者と 1 万以上の専門家の参画を実現し、利用者からの課金の仕組み等を通じて自立的な運営を図る。【経済産業省】
- ・ 地域中小企業の経営情報を IT 利活用により適切に把握し、資金調達等の経営支援を行

う仕組みのあり方（具体的な KPI を含む）についての調査研究等を踏まえ、経営支援基盤の確立に向けた取り組みを支援する。また、2017 年度以降、地域経営基盤の普及・活用促進を行う。【経済産業省】

- ・ 中小企業における情報化投資を構成する設備資金、ソフトウェアの取得、デジタルコンテンツの制作、上映等に係る運転資金について、株式会社日本政策金融公庫が融資を行う。併せて、中小企業者等が一定の IT 投資等を行った場合に、税額控除又は特別償却の選択適用を認める。これらを通じて、中小企業の IT 利活用を促進し、我が国産業の競争力を底上げする。【総務省、経済産業省】
- ・ 施策の実施に当たっては、適宜見直しを行いつつ、効率的・効果的な推進を図る。【総務省、経済産業省】

実施スケジュール（1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
(4) IT・データを活用した地域（離島を含む）の活性化	<p>新たな街づくりの推進（離島含む）</p>			<p>先行モデルの実証によるITを活用した街づくりの共通的な基盤と成功モデルの構築 【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】</p> <p>普及展開体制の整備 【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】</p> <p>成功モデルの国内外の展開（離島は他離島への展開も含む） 【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】</p>						<ul style="list-style-type: none"> ・取組の有効性（産業波及効果等） ・実証プロジェクト並びにその普及モデルの経済的自立性・継続性 ・国内外への展開地域

(4) IT・データを活用した地域（離島含む。）の活性化

【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 2014年度までに、新たな街づくりモデルや離島における新たなビジネスモデルの構築し、2015年度以降 持続的な地域活性化モデルとして、成功モデルの国内外への普及展開を図る。

【短期（2013年度～2015年度）】

○新たな街づくりの推進（離島含む）

- ・ 2013～2014年度年度は、地域の元気を創造する IT を活用した新たな街づくりの実現に向けて、既存の成功モデルも活かしつつ、新たな街づくり課題に対する実証プロジェクトを推進（他地域への展開性や持続可能性を検証も含む）するとともに、地域や社会が抱える課題を解決する新しいアイデアや技術を持つ若手やベンチャー企業を発掘・育成し、新しいビジネスモデルも踏まえた IT を活用した街づくりの共通的な基盤と成功モデルを構築する。また、具体的、実務的ノウハウ等を有する IT 人材を派遣し、地域の活性化を促進する。離島においては、沖縄・離島域内を対象とした実証プロジェクトを推進し、成功モデルを構築する。【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】
- ・ 2013～2014年度年度は、産官学の街づくり関係者が普及展開方策等を検討するための体制を整備し、成功モデルの国内外（他離島への展開も含む）の普及展開を図れる成功モデルは先行して普及展開を進める。【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】
- ・ 2015年度以降は、成功モデルとなった実証プロジェクトの地域においては、実証プロジェクトから社会実装に切り替え、その地域で継続した事業運営を推進することで、その地域においての地域経済の活性化等を推進する。また、成功モデルを国内外（他離島への展開も含む）への普及展開を行い、他地域においての地域経済の活性化等を推進する。【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】

【中期（2016年度～2018年度）】

○新たな街づくりの推進（離島含む）

- ・ 実証プロジェクト以外の地域での成功事例の新しいビジネスモデルも踏まえた成功モデルを抽出し、実証プロジェクトで得られた成功モデルと合わせて国内外（他離島への展開も含む）への普及展開を行い、他地域においての地域経済の活性化等を推進する。【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】

実施スケジュール（1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現）

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		
(5) 次世代放送サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化	放送サービス 4K・8K、スマートテレビに関する放送サービスの普及のためのロードマップ策定【総務省、経済産業省】	4K・8K、スマートテレビに関する放送サービスの実証環境の構築推進【総務省、経済産業省】	サッカーワールドカップ開催	試験的放送の実施(技術検証・コンテンツ制作環境の整備)	本放送の実施・コンテンツの充実	8K放送(CS)及び放送・通信連携実施 試験的放送の実施	4K放送(CS)及び放送・通信連携サービス実施	市販のテレビで、4K・8Kの本放送(BS・CS)及び放送・通信連携サービスを利用可能な環境を実現	市販のテレビで、4K・8Kの本放送(BS・CS)及び放送・通信連携サービスを受けられる環境を実現	・4K・8K放送等の開始を実現するための環境整備の状況: ・【2014】4K衛星放送(CS)、及び放送・通信連携サービス開始 ・【2016】8K衛星放送(CS)、及び放送・通信連携サービス開始 ・【2020】市販のテレビで、4K、8Kの本放送、及び放送・通信連携サービスを受けられる環境を実現	
	対応受信機の普及	対応受信機の開発・普及等に関する、受信機メーカーに対する情報提供や支援【総務省、経済産業省】			4Kの試験的放送に対応したSTB(セットトップボックス)等の開発・普及			8Kの試験的放送に対応したSTB(セットトップボックス)等の開発・普及、4K・8Kに対応したテレビ受信機の開発			・【2020】市販のテレビで、4K、8Kの本放送、及び放送・通信連携サービスを受けられる環境を実現
	高度な放送・通信連携サービス等の利活用	社会的課題の解決に向けた4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用の可能性検討を健康・医療・介護分野、教育分野／国民のIT利活用促進、情報化による地域の活性化等の分野について行う【総務省、経済産業省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省】			各分野での利活用方策の具体化の検討【総務省、経済産業省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省】			各分野での利活用方策の推進			各分野での利活用方策の全国普及、及び海外展開

(5) 次世代放送サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化

【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 4K及びスマートテレビに対応した放送については2014年から、8Kについては2016年から、衛星放送等における放送開始を目指す。
- ・ 2020年には、市販のテレビで4K・8K放送やスマートテレビに対応したサービスを利用可能な環境を実現する。

【短期（2013年度～2015年度）】

○放送サービス

- ・ 2013年度早期に、4K・8K、スマートテレビ等のサービス実用化・普及に向けて、放送事業者、メーカー等が取り組む、具体的なロードマップを策定する。（総務省 ICT 成長戦略会議「放送サービスの高度化に関する検討会」においてとりまとめ。）【総務省、経済産業省】
- ・ 2013年度中に、オールジャパンの推進体制を整備し、技術検証等を加速、標準化への貢献等に取り組む。（関係事業者からなる民間団体が取組を牽引。標準化団体とも連携。）【総務省、経済産業省】
- ・ 2014年度から、先進的ユーザー向けに、4K放送（衛星放送（GS））、及びインターネット等を活用した放送・通信連携サービスの試験的な開始を推進する。（技術検証・コンテンツ制作環境の整備を行う。）【総務省、経済産業省】

○受信機普及

- ・ 2013年度から、受信機メーカーに対し 4K・8K 放送、及び放送・通信連携サービス対応受信機の開発・普及のための情報提供や支援を行う。【総務省、経済産業省】
- ・ 4K の試験的放送に対応した STB（セットトップボックス）等の開発・普及を推進する。【総務省、経済産業省】

○4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用

- ・ 2013年度中に、超高齢化等の課題先進国である我が国の様々な社会的課題の解決に向けた 4K・8K、スマートテレビ等、高度な放送・通信連携サービス等の利活用の可能性を健康・医療・介護、教育／国民の IT 利活用の促進、情報化による地域の活性化等の分野において検討し、2014年度以降に利活用方策（過疎地や専門医不在地域と専門医間での遠隔医療相談における高精細画像の利活用、IT リテラシーの度合いにかかわらず比較的操作が容易なスマートテレビを利用した国民のインターネットの利活用促進、地域コミュニティにおける情報提供・共有手段としての利活用等）の具体化の検討を進めるべき分野を特定する。【総務省、経済産業省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省】
- ・ 2013年度に検討した結果を基に、2014年度から、健康・医療・介護分野、教育分野／

国民の IT 利活用の促進、情報化による地域の活性化等の各分野における 4K・8K、スマートテレビ等、高度な放送・通信連携サービス等の利活用方策の具体化検討を行う。【厚生労働省、経済産業省、総務省、文部科学省、農林水産省】

【中期（2016 年度～2018 年度）】

○放送サービス

- ・ 4K 放送（衛星放送（CS））のコンテンツを充実させる。【総務省、経済産業省】
- ・ 先進的ユーザー向けに、8K 放送（衛星放送（CS））、及びインターネット等を活用した放送・通信連携サービスを試験的に開始する。【総務省、経済産業省】

○受信機普及

- ・ 受信機メーカーに対し、4K・8K 放送、及び放送・通信連携サービス対応受信機の開発・普及のための情報提供や支援を行う。【総務省、経済産業省】
- ・ 8K の試験的放送に対応した STB（セットトップボックス）等の開発・普及、4K・8K に対応したテレビ受信機の開発を促進する。【総務省、経済産業省】

○4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用

- ・ 健康・医療・介護、教育／国民の IT 利活用の促進、情報化による地域の活性化等の各分野における 4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用方策の推進を行う。【厚生労働省、経済産業省、総務省、文部科学省、農林水産省】

【長期（2019 年度～2021 年度）】

○放送サービス

- ・ 4K 放送（衛星放送（CS））のコンテンツを充実させる。【総務省、経済産業省】
- ・ 先進的ユーザー向けに、8K 放送（衛星放送（CS））、及びインターネット等を活用した通信・放送連携サービスを試験的に開始する。【総務省、経済産業省】
- ・ 2020 年度には、4K・8K 本放送（衛星放送（CS））を開始するとともに、放送・通信の連携の充実を図る。【総務省、経済産業省】

○受信機普及

- ・ 受信機メーカーに対し、4K・8K 放送、及び放送・通信連携サービス対応受信機の開発・普及のための情報提供や支援を行う。【総務省、経済産業省】
- ・ 4K・8K の本放送受信機能、及び放送・通信連携サービス対応機能が搭載された市販テレビの普及促進を図る。【総務省、経済産業省】

○4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用

- ・ 健康・医療・介護、教育／国民の IT 利活用の促進、情報化による地域の活性化等の各分野における 4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービスの利活用方策の

全国普及、及び海外展開を進める。【厚生労働省、経済産業省、総務省、文部科学省、農林水産省】

実施スケジュール（2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
(1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現 の展開	① 効果的・効率的で高品質な医療・介護サービスの提供 医療情報連携ネットワークの全国展開 適切な医療・介護や生活支援サービスの提供 ロボット技術等の実証・実用化 高齢者・障がい者向けサービスの充実	これまでの実証を通じた成果・課題の洗い出し【総務省、厚生労働省】 地方自治体に有益な情報を提供(=「見える化」)するために、介護保険総合データベースを含む情報システムの構築・機能強化【厚生労働省】 これまでの実証を通じた成果・課題の洗い出し【総務省、厚生労働省】	低廉かつ安全な標準システムに関する検証・確立(データやシステム仕様の標準化、運用ルールの検討、費用対効果検証等)【総務省、厚生労働省】 患者・個人が自らの医療・健康情報を利活用する仕組みの推進【総務省、厚生労働省】 介護サービスの客観的な評価とサービス内容の向上に資する取り組みの推進【厚生労働省】 地域包括ケアに関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立【総務省、厚生労働省】	情報システムの段階的改良による地域包括ケアに関わる多様な主体との連携のための情報発信機能の強化【厚生労働省】 成果の反映 成果の推進・普及【総務省、厚生労働省】	医療情報連携ネットワークの全国的な展開【総務省、厚生労働省】 情報システムの効果を検証しつつ段階的改良による普及発展【厚生労働省】 センサー技術やロボット技術を活用したサービス創出【総務省】	センサーやロボットを医療・介護等に活用するためのプラットフォーム構築【総務省】 制度等の見直しを実施しつつ引き続きサービスの充実【総務省】				・導入システムの費用対効果・持続性を踏まえた医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開 ・医療・介護等に係る多様な主体が情報連携を行う仕組みの普及状況
	② 現役世代からの健康増進等、医療・健康情報等の各種データの活用推進 国民の健康増進・健康管理に有効な方策の確立	医療情報データベースの構築【厚生労働省】 これまでの取組を踏まえた課題の洗い出し【経済産業省】 レセプト情報等の活用に資するシステム構築(国保データベースシステム・健保組合医療費分析システムなど)【厚生労働省】 既存取組を踏まえた健康増進・健康管理モデルの設計・検討【総務省、厚生労働省、農林水産省】 電子医療情報基盤の機能拡充【内閣府】	構築システムの利活用拡大【厚生労働省】 保険者におけるレセプト情報等に基づく加入者の健康状況等の把握・分析、データに基づく保健事業の実施、実施促進のための環境整備【厚生労働省、経済産業省】 成果の共有 データやシステムを活用した健康増進モデルの実証/確立(保険者・地方自治体・企業等における健康づくり、就農や食を通じた健康増進など)【総務省、厚生労働省、農林水産省】 新たなビジネスモデルの創出に向けた取り組みの推進【内閣府】	成果の全国展開【総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省】					(全体の成果として) ・健康寿命の延伸(または、平均寿命の増加を上回る健康寿命の延伸) ・世界最高水準の健康寿命の維持	

2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

(1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現

① 効果的・効率的で高品質な医療・介護サービスの展開

【目標（マイルストーン含む）】

- ・導入システムの費用対効果・持続性を踏まえた医療情報連携ネットワークを2018年度までに全国へ普及・展開する。
- ・利用者の実態に即した適切な医療・介護や生活支援サービスを実現する。

【短期（2013年度～2015年度）】

○医療情報連携ネットワークの全国展開

- ・医療・介護・健康分野のデータを、本人や遠隔医療・在宅医療・介護を含めた医療従事者等の関係者間において連携・共有・利用するための、医療情報連携ネットワークについて、低廉かつ安全な標準システムに関する検証等を行う。2013年度において、これまでの実証を通じた成果・課題の洗い出しを行い、2014年度以降、データやシステム仕様の標準化、運用ルールの検討やシステム関連コストの大幅な低廉化に関する検証等を行うとともに、患者・個人が自らの医療・健康情報を利活用する仕組みを推進する。【総務省、厚生労働省】

○適切な医療・介護や生活支援サービスの提供

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、地方自治体が有益な情報を利活用しやすいように、介護保険総合データベースの機能強化と情報システムの構築を行う。また、介護サービスの客観的な評価の検討とサービス内容の向上に資する取り組みの把握について調査研究を行い、その成果を情報システムに反映させる。【厚生労働省】
- ・これまでの実証を通じた成果・課題の洗い出しを行い、地域包括ケアに関わる多様な主体間における情報共有・連携に必要な技術的要件、運用ルール等の検証を行う。【総務省、厚生労働省】

○ロボット技術等の実証・実用化

- ・これまでの取り組みを踏まえた課題の洗い出しを行った上でセンサーやロボット技術を医療・介護や生活支援サービスに活用するためのプラットフォームの構築を行う。【総務省】

○高齢者・障がい者向けサービスの充実

- ・高齢者や障がい者を含む誰もが公共分野のホームページ等を利用できるように、ウェブアクセシビリティ指針等を踏まえた既存の取り組みを通じて、ウェブアクセシビリティのさらなる維持・向上を図る。【総務省】

- ・ アクセシビリティに配慮した高齢者・障がい者向け通信・放送サービスの充実や字幕・解説番組等の制作促進を図る取り組みを実施する。【総務省】

【中期（2016年度～2018年度）】

○医療情報連携ネットワークの全国展開

- ・ 医療情報連携ネットワークの全国展開に向けて、低廉かつ安全な標準システムに関する検証等を引き続き実施し、標準システム仕様の確立を行う。その上で、確立した仕様の普及や運用ルールの普及等を通じて、2018年度までに医療情報連携ネットワークの全国的な展開を行う。【総務省、厚生労働省】

○適切な医療・介護や生活支援サービスの提供

- ・ 国民・地方自治体にとって有益な情報を利活用しやすいように、介護サービスの客観的な評価の検討とサービス内容の向上に資する取り組みの把握を含む様々な調査研究を行い、その成果も踏まえながら、介護保険総合データベースの機能強化と情報システムの段階的改良により、地域包括ケアに関わる多様な主体との情報共有・連携を推進するため、情報発信機能を強化する。【厚生労働省】
- ・ 検証を踏まえ、地域包括ケアに関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みを確立し、成果の推進・普及を行う。【総務省、厚生労働省】

○ロボット技術等の実証・実用化

- ・ 引き続きプラットフォームの構築を進めるとともに、センサーやロボット技術を活用したサービスの創出を促進する。【総務省】

○高齢者・障がい者向けサービスの充実

- ・ アクセシビリティへの取り組みが持続的かつ発展的な広がりとなるよう、字幕・解説番組等の普及にかかる行政指針の改定等、必要に応じて関連制度等の見直しを行うとともに、引き続き高齢者・障がい者向け通信・放送サービスの充実等の取り組みを実施する。【総務省】

【長期（2019年度～2021年度）】

○医療情報連携ネットワークの全国展開

- ・ 医療情報連携ネットワークの全国的な普及・展開を通じて、効率的・効果的で高品質な医療介護サービスを実現する。【総務省、厚生労働省】

○適切な医療・介護や生活支援サービスの提供

- ・ 他システムとの連携を視野にいれながら、情報システムの効果を検証しつつ、介護保険総合データベースの機能強化と情報システムの段階的改良により、国民・地方自治体が有益な情報をより利活用しやすいように普及発展する。【厚生労働省】

- ・ 利用者の実態に即した適切な医療介護や多様な生活支援サービスの普及により、地域で安心して暮らせる持続的な体制整備や新サービスの創出を促進する。【総務省、厚生労働省】

○ロボット技術等の実証・実用化

- ・ 引き続きセンサー技術やロボット技術を活用したサービス創出の促進を通じて、地域で安心して暮らせる持続的な体制整備や新サービスの創出を促進する。【総務省】

○高齢者・障がい者向けサービスの充実

- ・ アクセシビリティへの取り組みが持続的かつ発展的な広がりとなるよう、引き続き高齢者・障がい者向けの通信・放送サービスの充実等の取り組みを実施し、高齢者・障がい者の社会参画と生活の質の向上を促進する。【総務省】

② 現役世代からの健康増進等、医療・健康情報等の各種データの活用推進

【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 2016年度までに、健診データやレセプトデータ等を用いて地域や企業における国民の健康増進・健康管理に有効な方策を確立する。それを踏まえて全国展開を図る。
- ・ 適切な医療の提供のための取り組みを推進する。

【短期（2013年度～2015年度）】

○医療・健康情報等の各種データの活用

- ・ 医療情報データベースのシステム構築を引き続き進めるとともに、順次、データ蓄積やデータのバリデーションを行いつつ試行運用を実施する。併せて、データベースの利活用者や利活用目的の範囲等、2016年度以降の利活用のあり方について検討を行う。【厚生労働省】
- ・ 健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針（告示）を今年度中に改正し、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画「データヘルス計画（仮称）」の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進する。また、健康保険組合を通じた予防活動の取り組みを推進するため、これまでの取り組みを踏まえた課題の洗い出しを行ったうえで、医療・健診情報の分析・保健事業の実施を促進するための環境整備に向けた取り組みを実施する。【厚生労働省、経済産業省】

○国民の健康増進・健康管理に有効な方策の確立

- ・ 保険者や地方自治体・企業が、システムや健診データ・レセプトデータ等を活用した国民の健康増進・健康管理の仕組みについて、既存の取り組みを踏まえた健康増進・健康管理モデルの設計・検討を行ったうえで、2014年度より、保険者や地方自治体・企業によるデータやシステムを活用した健康増進モデルや、高齢者の就農や食を通じた健康増進モデルの実証を行う。【総務省、厚生労働省、農林水産省】
- ・ 医療・健康情報等の利活用による新たなビジネスモデルの創出に向けて、電子医療情報基盤（沖縄県那覇市）の機能拡充や運用に係るガイドライン等を策定するとともに、データ分析に係る統計手法等の検討を実施する。また、事業化に向けた取り組みを推進する。【内閣府】

【中期（2016年度～2018年度）】

○医療・健康情報等の各種データの活用

- ・ 医療情報データベースについて、試行運用期間の実績を踏まえ、製薬会社等による民間利用を可能とするなど利活用範囲を拡大した本格運用を開始する。また、引き続きデータの蓄積を進め、データベースの量及び質の向上を図る。【厚生労働省】
- ・ 保険者において、レセプト等データを分析し、加入者の健康づくりの推進や医療費の適

正化等に取り組む好事例の全国展開を推進する。【厚生労働省、経済産業省】

○国民の健康増進・健康管理に有効な方策の確立

- ・ 健康増進モデルについて、引き続き実証を行い、2016年までに国民の健康増進・健康管理に有効な方策を確立し、成果の全国的な展開を図る。【総務省、厚生労働省、農林水産省】
- ・ 医療・健康情報等の利活用による新たなビジネスモデルの創出に向けて、実証結果を踏まえ、事業化に向けた取り組みを推進する。【内閣府】

【長期（2019年度～2021年度）】

○医療・健康情報等の各種データの活用

- ・ 医療情報データベースについて、引き続きデータの蓄積を続けるとともに、地域連携の推進等により、より有用性の高いデータベースの整備を目指し、データの更なる充実に努める。【厚生労働省】
- ・ 保険者における、各種データを活用した加入者の健康づくりの推進や医療費の適正化等を一層推進する。【厚生労働省、経済産業省】

○国民の健康増進・健康管理に有効な方策の確立

- ・ 確立した健康増進モデルについて、引き続き普及展開を図り、データを利活用した健康増進管理や疾病予防を推進するとともに、新サービス・新産業の創出を図る。【総務省、厚生労働省、農林水産省】
- ・ 医療・健康情報等の利活用による新たなビジネスモデルの創出に向けて、実証結果を踏まえ、事業化に向けた取り組みを推進する。【内閣府】

実施スケジュール（2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
①命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 ②世界一安全で災害に強い社会の実現	多様な情報通信ネットワーク等の構築【総務省】									・多様な伝達手段の全国普及度合い
	◆公共情報コモンズ等の防災情報通信基盤・端末を用いた情報収集・伝達体制 自治体から住民への伝達体制の構築の推進 / 全国への展開を順次実施									
	◆情報通信インフラの強靱化 耐災害性の高い多重化・多層化等による通信・放送ネットワークの構築推進									
	◆Jアラートによる伝達手段の多様化【総務省(消防庁)】									
	防災情報インフラ構築 全ての市町村において、Jアラートの自動起動機等を整備 / Jアラートにより複数の情報伝達手段を自動起動し、全ての住民が、災害等の緊急情報を確実に受け取ることができる体制の構築									
	災害リスク情報の利活用手法の研究開発【文部科学省】									
	◆災害リスク情報共有・検索システム 開発・実証 / 高度化・展開 / 静的・動的情報との統合処理・実証・改良									
	◆協働型地域防災システム 構築 / 実証・改良 / 高度化・展開									
	G空間×ICT技術を活用した特殊対応資機材の研究開発【総務省(消防庁)】									
	◆特殊災害対応ロボット・無人走行放水車 無線中継システム等を活用したロボットの開発・導入 / 全地形対応型無人走行放水車の開発・導入 / 高度化・利用普及									
	◆地理空間情報(G空間情報)を活用した避難誘導や消火活動 被害シミュレーション技術の開発 / システム開発									
	災害現場対応のIT化									
災害現場対応におけるIT利活用【国土交通省】										
◆建設ロボット技術の高度化と現場への導入 ニーズ・シーズを踏まえた課題の整理分析と評価手法の検討、開発の推進 / フィールドを活用した技術開発の検証と公共調達先導的導入 / 災害の被害を最小化できる社会の実現										
◆災害現場対応のIT化(通信設備等や応急対応等に資する資機材等) 現場応急対応ニーズ把握 / 資機材等整備と開発 / 資機材等による災害対応の実施										

実施スケジュール（2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会）

年度	短期			中期			長期			KPI									
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年										
①命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 ②世界一安全で災害に強い社会の実現	災害情報提供									・多様な伝達手段の全国普及度合い									
											首相官邸HP・SNS等からの情報発信の強化・充実【内閣官房】								
											◆災害時におけるデジタルサイネージの利活用拡大【総務省、内閣府、消防庁等】								
											運用ガイドラインの検証・国際標準化				運用ガイドラインの普及				
											災害情報提供技術の開発				技術の実証				
																	技術の事業化・展開		
											防災情報収集技術の研究開発【総務省】								
											◆航空機SARによる災害状況把握			データ判読			航空機保有省庁、自治体等での		
											詳細設計等			フライト実証等			技術開発等		
														実用化			利活用推進		
											◆高速三次元気象レーダシステム								
											基盤技術の確立			協調制御型レーダシステムの確立・検証			利活用推進		
											災害時の被災・浸水状況把握とスマホ等への情報提供【国土交通省】								
											◆ゲリラ豪雨の観測も可能な新型レーダ(XRAIN)による雨量観測								
試験運用			新型レーダーによる詳細な雨量情報の本格運用・データ配信の更なる高度化																
◆SAR等による浸水範囲等の把握																			
SAR等による浸水範囲等の把握の運用開始				SAR等による浸水範囲等の把握情報の利活用															
◆大規模な土砂移動の発生の監視を行う大規模土砂移動検知システム																			
センサー設置・通信ネットワーク整備			全国の通信ネットワークの接続			本運用での監視開始													
						都道府県などの防災関係機関への情報発信の高度化													
◆火山噴火に伴う土砂災害からの警戒避難に資するリアルタイムハザードマップシステム																			
システム整備・現場での利活用開始						現場での利活用推進													
◆防災情報の国民への確実な提供																			
スマホ・タブレットに適した形式での情報提供の試行					スマホ・タブレットに適した形式での情報提供の実用化														

実施スケジュール（2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
①命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 ②世界一安全で災害に強い社会の実現	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;">災害情報提供</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆総合防災情報システムの利活用拡大【内閣府】</p> <p>災害情報の提供に向けたルール整備</p> <p>災害情報の提供開始</p> <p>都道府県など防災関係機関との連携強化</p> </div> </div>									・多様な伝達手段の全国普及度合い
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆災害時に有効となる道路交通情報の集約・配信に係る取組【警察庁、総務省、国土交通省】(再掲)</p> </div>									

(2) 世界一安全で災害に強い社会の実現

①命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築

【目標（マイルストーン含む）】

- ・災害時にすべての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手可能となる強靱な通信・放送インフラ等を構築する。
- ・2015年度までに、多様なメディアを活用した重層的な情報収集・伝達体制を構築する。
- ・2016年度までに、地理空間情報（G 空間情報）を活用した避難誘導や消火活動を導入検証し、2020年度までに導入を実現する。
- ・2018年度までに、無人やリモートで操作できる災害対応ロボット等を導入する。

【短期（2013年度～2015年度）】

○防災情報インフラ構築

- ・防災情報通信基盤・端末を用いた情報収集・伝達体制の確立に向け、公共情報コモンズの活用等、自治体から住民への情報伝達体制の構築を推進する。【総務省】
- ・情報通信インフラの強靱化として耐災害性の高い多重化・多層化等による通信・放送ネットワークの構築を推進し、通信サービスを確実に継続するための技術開発を実施する。【総務省】
- ・全市町村等に J アラートの情報伝達手段を自動起動できる体制を構築する。【総務省（消防庁）】
- ・災害リスク情報をオープンデータ化し誰もが利活用できる環境を構築するために必要なインターフェースや検索システムの構築に向けて、実証・改良から高度化・展開まで行う。【文部科学省】
- ・自治体等が地域に必要な災害リスク情報を呼び出し、地域特性を考慮した地域固有の防災対策を自ら計画・実行できる手法と、それを支援する情報システム（以下、協働型地域防災システムという）について研究開発し、高度化・展開を行う。【文部科学省】

○災害現場対応の IT 化

- ・地理空間情報（G 空間情報）を活用した特殊災害対応ロボット・無人走行放水車の開発に向けて、まず無線中継システム等を活用したロボットの開発・導入を行う。【総務省（消防庁）】
- ・災害現場対応における IT 利活用として、危険な現場において無人で安全に調査・施工するため等の建設ロボット技術の高度化と現場への導入に向け、現地対応者等のニーズ・シーズを踏まえた課題の整理分析と評価手法の検討、開発の推進を行う。【国土交通省】
- ・災害現場対応における IT 利活用として、現場応急対応ニーズ把握を行うとともに、IT を活用した被災状況の迅速な把握のための手法を検討し、資機材等（次期衛星通信機材へり映像伝送や衛星通信電話等）の整備と開発を行う。【国土交通省】

○災害情報提供

- ・ 平時から首相官邸 HP・SNS 等からの情報発信の強化・充実を図る。【内閣官房】
- ・ 災害時におけるデジタルサイネージ活用拡大に向け、運用ガイドラインの検証・国際標準化や、デジタルサイネージを活用した災害情報提供技術の開発・実証を行う。
【総務省、内閣府、消防庁等】
- ・ 災害対策に必要な広域地形情報を収集する技術開発として航空機搭載型の合成開口レーダ（SAR）を詳細設計し、フライト実証等技術開発を実施する。【総務省】
- ・ 災害対策に必要な広域天候情報を収集する高速三次元気象レーダシステムの基盤技術を確立する。【総務省】
- ・ 総合防災情報システムの利活用拡大に向けて、集約される情報の 2 次利用等のルール整備を行い、災害情報の提供を開始する。【内閣府】
- ・ ゲリラ豪雨の観測も可能な新型レーダ（XRAIN）による詳細な雨量観測の試験運用後、本格運用を実施し、データ配信のさらなる高度化を図る。【国土交通省】
- ・ 合成開口レーダ（SAR）等を用いて浸水範囲等の把握の運用を開始する。【国土交通省】
- ・ 大規模な土砂移動の発生の監視を行うため、センサー設置、通信ネットワークの整備等を行い、大規模土砂移動検知システムの構築を進めていく。【国土交通省】
- ・ 火山噴火に伴う土砂災害の際に自治体や住民へ地域別の危険度等を知らせ避難に資するためのリアルタイムハザードマップシステムを、それぞれの現場に整備し、現場での利活用を開始していく。【国土交通省】
- ・ 災害時に有効となる、道路交通情報の集約・配信に係る取り組みに有効となる整理・検討を行う。（再掲）【警察庁、国土交通省】
- ・ 防災情報の国民への確実な提供に向けてスマホ・タブレットに適したデータ形式での情報提供を試行する。【国土交通省】

【短期（2013 年度～2015 年度）・中期（2016 年度～2018 年度）】

○災害現場対応の IT 化

- ・ 地理空間情報（G 空間情報）を活用した避難誘導や消火活動の実施に向け、被害シミュレーション技術の開発を行う。【総務省（消防庁）】

【中期（2016 年度～2018 年度）】

○災害現場対応の IT 化

- ・ 地理空間情報（G 空間情報）を活用した特殊災害対応ロボット・無人走行放水車の開発に向けて、リモート操作による全地形対応型無人走行放水車の開発・導入を行う。【総務省（消防庁）】
- ・ 災害現場対応における IT 利活用として、建設ロボット技術の高度化と現場への導入を実施する。具体的には工事現場等を活用した技術開発の検証と公共調達における先導的導入を実施する。【国土交通省】

○災害情報提供

- ・ 災害対策に必要な広域地形情報を収集する技術開発として航空機搭載型の合成開口レーダ（SAR）の実用化の実施後、航空機保有している省庁や自治体等への利活用推進を行う。【総務省】
- ・ 災害対策に必要な広域天候情報を収集する高速三次元気象レーダシステムの技術開発の一環として、雨粒等の動きの立体観測を可能とする協調制御型レーダシステムの確立・検証を行う。【総務省】

【中期（2016年度～2018年度）・長期（2019年度～2021年度）】

○防災情報インフラ構築

- ・ 防災情報通信基盤・端末を用いた情報収集・伝達体制の確立に向け、公共情報コモンズの活用等により構築された自治体から住民への情報伝達の仕組みを順次全国に展開する。【総務省】
- ・ 情報通信インフラの強靱化として耐災害性の高い多重化・多層化等による通信・放送ネットワークの構築を推進する。【総務省】
- ・ 全市町村において J アラートを自動起動し全ての住民が災害等の緊急情報を確実に受け取ることができる体制を構築する。【総務省（消防庁）】
- ・ 災害リスク情報をオープンデータ化し誰もが利活用できる環境を構築するために必要なインターフェースや検索システムの構築に向けて、ハザードマップ等の静的情報とセンサー等動的情報との統合処理を行い、実証・改良を行う。【文部科学省】
- ・ 協働型地域防災システムについて研究開発し、高度化・展開を行う。【文部科学省】
- ・ 大規模な土砂移動の発生の監視を行う大規模土砂移動検知システムによる監視を始めるとともに、検知精度の向上等、都道府県などの防災関係機関への情報発信の高度化を図る。【国土交通省】
- ・ リアルタイムハザードマップシステムのそれぞれの現場への整備をさらに推進するとともに、現場での利活用を推進する。【国土交通省】

○災害現場対応の IT 化

- ・ IT を活用した被災状況の迅速な把握や応急対策等に資する資機材等（次期衛星通信機材へリ映像伝送や衛星通信電話等）を用いて災害対策を実施する。【国土交通省】

○災害情報提供

- ・ 災害時におけるデジタルサイネージ利活用拡大に向け、デジタルサイネージ運用ガイドラインの普及や、デジタルサイネージを活用した災害情報提供技術の事業化・展開を行う。【総務省、内閣府、消防庁等】
- ・ 総合防災情報システムの利活用拡大に向けて、都道府県などの防災関係機関との連携や、提供した災害情報等による関係機関との情報共有を推進する。【内閣府】

- ・ ゲリラ豪雨の観測も可能な新型レーダ（XRAIN）による詳細な雨量観測の試験運用後、本格運用を実施し、データ配信のさらなる高度化を図る。【国土交通省】
- ・ 合成開口レーダ（SAR）等を用いて浸水範囲等の把握情報の利活用を行う。【国土交通省】
- ・ 災害時に有効となる、道路交通情報の集約・配信に係る取り組みに有効となるデータの明確化を行い、集約・配信に係る課題整理や判断を行い、状況の取りまとめを行う。また、有効となるデータが存在した場合は、集約・配信の検討を行う。（再掲）【警察庁、総務省、国土交通省】
- ・ 防災情報の国民への確実な提供に向けてスマホ・タブレットに適したデータ形式での情報提供の実用化を行う。【国土交通省】

【長期（2019年度～2021年度）】

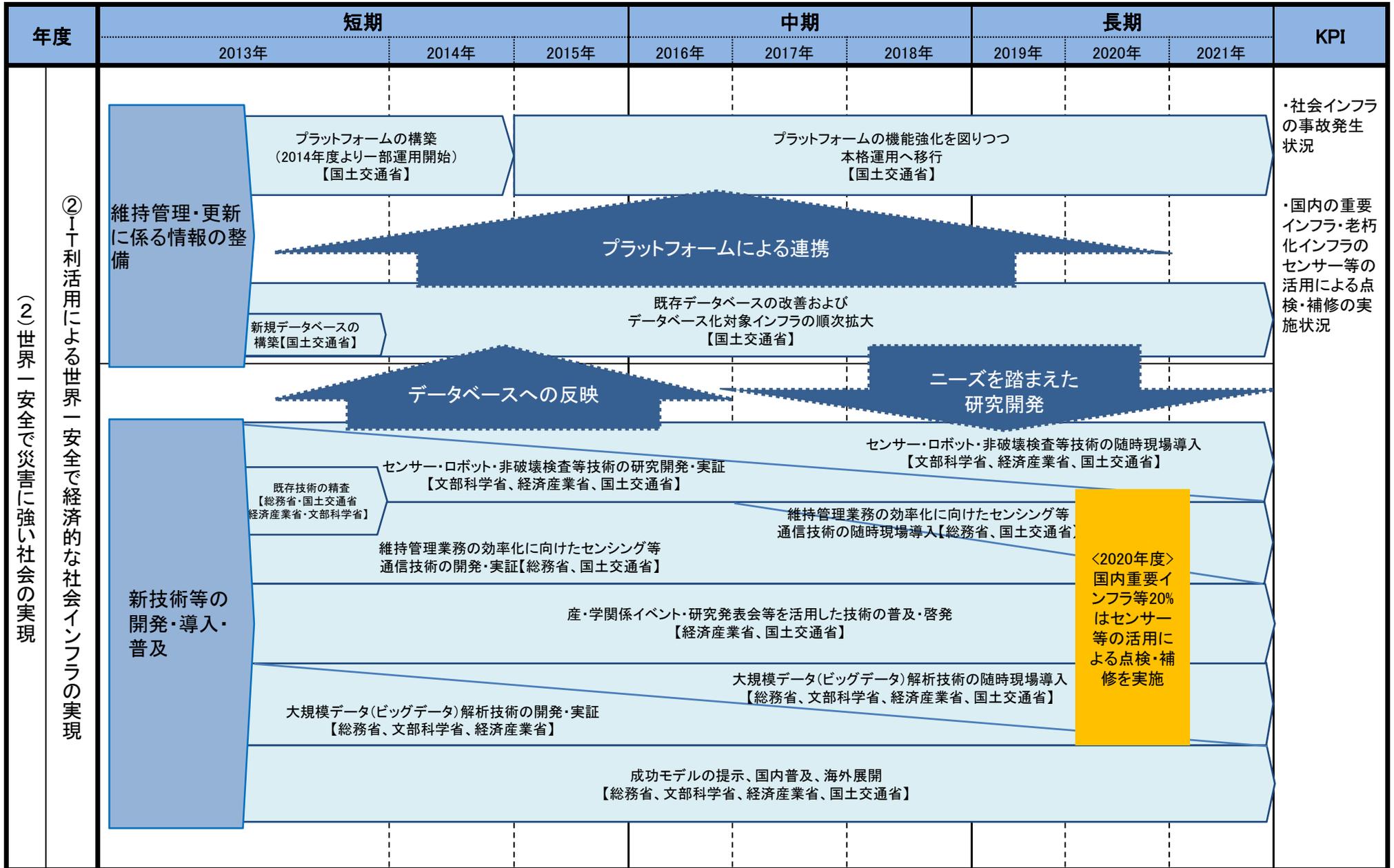
○災害現場対応のIT化

- ・ （準天頂衛星4機体制確保以降）特殊災害対応ロボット・無人走行放水車の自動的な連携を行う研究開発を実施する。【総務省（消防庁）】
- ・ （準天頂衛星4機体制確保以降）G空間上においてリアルタイムな災害情報と位置情報を踏まえた被害シミュレーション・分析を行うシステムを開発する。【総務省（消防庁）】
- ・ 災害対応等における建設ロボット技術の高度化と現場への導入を通じて、災害による被害を最小化できる社会を実現する。【国土交通省】

○災害情報提供

- ・ 災害対策に必要な広域天候情報を収集する高速三次元気象レーダシステムの技術開発の一環として、雨粒等の動きの立体観測を可能とする協調制御型レーダシステムを確立させ、既存のレーダシステム利用者等に向けて利活用を推進する。【総務省】

実施スケジュール（2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会）



②IT 利活用による世界一安全で経済的な社会インフラの実現

【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 2013 年度から社会インフラ各施設の現況等のデータベース化を推進し、プラットフォームを構築し、2014 年度から一部運用開始、2015 年度から本格運用へ移行する。
- ・ 世界最先端の高精度分析手法の確立に向け、2020 年度まで、産官学が連携して、社会インフラの劣化状況等の把握に関する技術の現場導入を図る。
- ・ 2020 年度までには、国内の重要インフラ・老朽化インフラの 20%はセンサー等の活用による点検・補修を行う。

【短期（2013 年度～2015 年度）・中期（2016 年度～2018 年度）】

○維持管理・更新に係る情報の整備

- ・ 社会インフラの維持管理・更新に必要なデータを体系的に把握し、蓄積するため、2013 年度から各施設の現況等のデータのデータベース化を推進する。そして、当該データを統一的に扱うプラットフォームを構築し、2014 年度から一部運用開始、2015 年度以降、機能強化を図りつつ、本格運用へ移行する。【国土交通省】

○新技術等の開発・導入・普及

（センサー、ロボット、非破壊検査等技術の研究開発・実証・随時現場導入）

- ・ 既存技術の精査を踏まえ、劣化・損傷個所の早期発見、維持管理業務の効率化につながるセンサー、ロボット、非破壊検査等の技術の研究開発・実証・随時導入を推進する。【文部科学省、経済産業省、国土交通省】

（維持管理業務の効率化に向けたセンシング等通信技術の開発・実証・随時現場導入）

- ・ 社会インフラの維持管理業務の効率化を促進するため、既存技術の精査を踏まえセンシング等通信技術の開発・実証を行い 2017 年頃までの実用化を目指すとともに、引き続きセンシング等通信技術の開発・実証・随時現場導入を行う。【総務省、国土交通省】

（産・学関係イベント・研究発表会等を活用した技術の普及・啓発）

- ・ 随時、産・学関係イベント・研究発表会等を活用した技術の普及・啓発を行う。【経済産業省、国土交通省】

（大規模データ（ビッグデータ）解析技術の開発・実証・随時現場導入）

- ・ センサーから大規模データ（ビッグデータ）を収集し、当該データを解析し、損傷を発見・予測する技術の開発・実証・随時現場導入を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

(成功モデルの提示、国内普及、海外展開)

- ・ 各種センサー等からの情報を収集・分析し、その結果に基づき最適な老朽化対策を実施するために必要な手法や仕組みを検証する実証プロジェクトを推進し、実証プロジェクトの成果を踏まえ、現場に導入できると判断された技術については随時現場への導入を図り、成功モデルの国内普及、我が国の優れた IT インフラシステムとして海外展開を推進する。【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

【長期（2019年度～2021年度）】

○新技術等の開発・導入・普及

(センサー、ロボット、非破壊検査等技術の研究開発・実証・随時現場導入)、

(産・学関係イベント・研究発表会等を活用した技術の普及・啓発)、

(大規模データ（ビッグデータ）解析技術の開発・実証・随時現場導入)、

(維持管理業務の効率化に向けたセンシング等通信技術の開発・実証・随時現場導入)、

(成功モデルの提示、国内普及、海外展開)

- ・ センサー、ロボット、非破壊検査等の技術と大規模データ（ビッグデータ）解析技術とを組み合わせることにより、世界最先端の高精度分析手法の確立に向け、産・学関係イベント・研究発表会等を活用した技術の普及・啓発を図り、2020年度までに、社会インフラの劣化状況等の把握に関する低廉かつ現場に即した技術の導入を実現する。また、これらの取り組みにより、2020年度までには、国内の重要インフラ・老朽化インフラの20%はセンサー等の活用による点検・補修を行うとともに、我が国が、世界共通の課題となりうる社会インフラの老朽化対策のフロントランナーとして、課題解決の成功モデルを構築し、国際展開を図る。【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

実施スケジュール（2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
(3) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギー管理の実現	スマートコミュニティの実現			デマンドレスポンスの実証 【経済産業省】			地域や家庭へのエネルギー管理システムの普及に向けた取り組みの実施 【経済産業省、総務省】			・地域における電力の平準化 (ピーク時の電力使用量の削減)の割合 ・地域住民等による、電力量・電気料金削減についての評価
				家庭用エネルギー管理システムに係る標準化 【経済産業省】						
グリーンICTの推進			電力使用情報を活用した新サービスに係る検討 【経済産業省】							
			多様な情報を収集・活用するための通信ネットワーク技術の研究開発等の実施 【総務省】							
グリーンICTの推進			クリーンで経済的な社会の実現に向けた技術実証・ベストプラクティス策定 【総務省】			クリーンで経済的な社会の実現に向けた事業化・普及促進 【総務省、環境省】				
			ICT利活用によるCO2削減効果の評価手法やベストプラクティスの国際標準化等、国際競争力強化に向けた取り組みの実施 【総務省】							

(3) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現

【目標（マイルストーン含む）】

- ・2014年度までに「デマンドリスポンス」に係る実証事業を完了・実用化する。
- ・2016年目途に全国の各地域において、スマートメーターの普及と効率的・安定的なエネルギーマネジメントの普及を促進する。

【短期（2013年度～2015年度）】

○エネルギーマネジメントの実現

- ・2014年度まで、効率的なエネルギーマネジメントの実現に向けて、次世代エネルギー・社会システム実証地域における「デマンドリスポンス」に係る実証事業を行い、「デマンドリスポンス」効果の分析及び実証の成果を踏まえ「デマンドリスポンス」の実用化を図る。また、家庭や地域におけるエネルギーマネジメントシステムに係る標準化を進めるとともに、電力使用情報を活用し、エネルギー分野にとどまらない新サービスを創出するための環境整備等を進める。そして、これらの成果を踏まえ、地域や家庭へのスマートメーター、エネルギーマネジメントシステムの普及に向けた取り組みを実施する。【経済産業省】
- ・高度なエネルギーマネジメントの実現に向けて、建物内の個々の機器から発生する各データの特性を踏まえ、優先すべきデータを早期に伝送すること等の様々なサービスの要件に応じた適切な処理を可能とする通信ネットワーク技術の研究開発等を実施する。また、様々なベンダー製品間との接続性確保に向けた検討や必要な標準化を進めるとともに、電力使用情報以外の情報を加えて集約・活用する高付加価値サービスの実現に係る利活用環境の整備等についての検討を実施する。【総務省】

○グリーン ICT の推進

- ・グリーン ICT の推進による CO2 排出量の削減に向けて、新たなグリーンデータセンターの推進等、IT 利活用によるクリーンで経済的な社会の実現に向けた技術実証を行い、その成果をもとにベストプラクティスを策定する。【総務省】
- ・グリーン ICT の推進による CO2 排出量の削減に向けて、新たなグリーンデータセンターの推進等、IT 利活用によるクリーンで経済的な社会の実現に向けた事業化・普及促進に係る取り組みを実施する。【総務省、環境省】
- ・IT 利活用による CO2 削減効果の評価手法やベストプラクティスについて、ITU（国際電気通信連合）にて国際標準化する等、グリーン ICT 分野における国際競争力強化に向けた取り組みを実施する。【総務省】

【中期（2016年度～2018年度）・長期（2019年度～2021年度）】

○エネルギーマネジメントの実現

- ・効率的なエネルギーマネジメントの実現に向けて、2016年度を目途に行われる予定の電

力の小売参入自由化等の法制度整備に併せて、電力使用情報を活用した新サービスの実現、および地域や家庭へのスマートメーター、エネルギーマネジメントシステムの普及、およびアグリゲータによる新たなビジネス分野の確立に向けた取り組みを実施する。

【経済産業省】

- ・ 高度なエネルギーマネジメントの実現に向けて、2016 年度を目途に行われる予定の電力の小売参入自由化等の法制度整備に併せて、電力使用情報以外の情報を加えて、多様な情報を用いた高付加価値サービスの実現、および情報通信技術の観点から、地域へのエネルギーマネジメントシステムの普及に資する取り組みを実施する。【総務省】

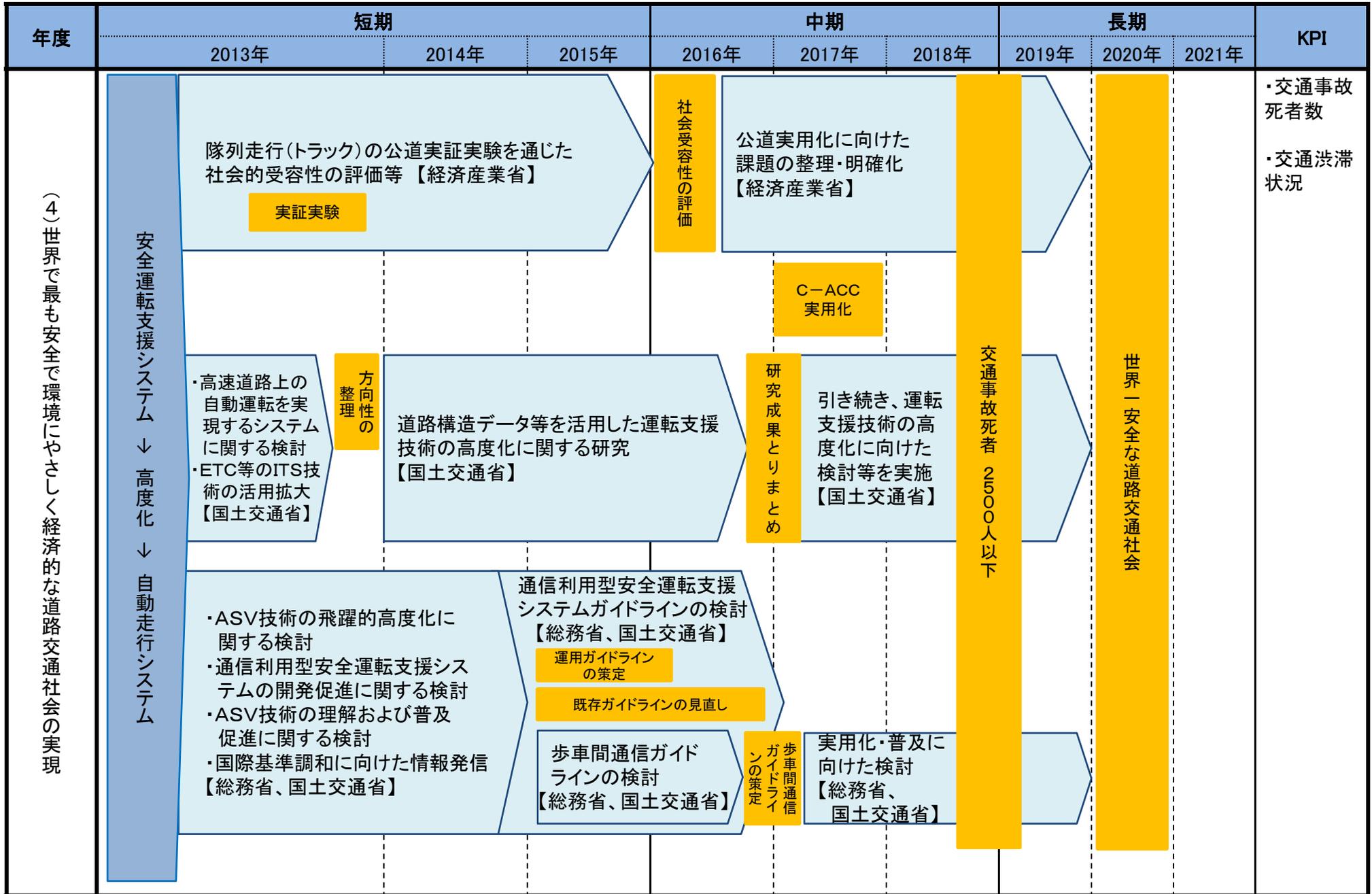
○グリーン ICT の推進

- ・ グリーン ICT の推進による CO2 排出量の削減に向けて、新たなグリーンデータセンターの推進等、IT 利活用によるクリーンで経済的な社会の実現に向けた事業化・普及促進に係る取り組みを実施する。【総務省、環境省】
- ・ IT 利活用による CO2 削減効果の評価手法やベストプラクティスについて、ITU（国際電気通信連合）にて国際標準化する等、グリーン ICT 分野における国際競争力強化に向けた取り組みを実施する。【総務省】

実施スケジュール（2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
(4) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現	官民連携推進母体の設置 10-20年程度の目標を設定した官民ITS構想・ロードマップの検討 【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】	官民ITS構想・ロードマップの策定		路車・車車連携型システムの運用体制の構築	路車・車車連携型システム実用化		交通事故死者2,500人以下	世界一安全な道路交通社会	・交通事故死者数 ・交通渋滞状況	
	官民ITS構想・ロードマップに基づき、官民で取り組んでいる安全運転支援システムの早期実用化のより一層の加速化 【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】									
全国主要交差点へのインフラ配備【警察庁】										
対応車載機、高齢者や子供に配慮した歩行者端末の開発・実用化・普及促進策の検討【警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】										
2014年度から、社会実装を前提としたモデル地区での先導的な実証事業を公道上で実施【警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】										
高度運転支援技術等の開発の着手等【警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】										
車の自律系システムと車と車、道路と車との情報交換等を組み合わせ、運転支援技術の高度化を図るとともに、実用化に向けた公道上での実証を実施【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】										
我が国のITS施策についてITS世界会議等で発信【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】										
ITS世界会議 東京2013										
2020年代中には、自動走行システムの試用を開始										

実施スケジュール（2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会）



実施スケジュール（2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
(4) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 安全運転支援システム ↓ 高度化 ↓ 自動走行システム 渋滞対策・安全対策・スマートモビリティ	信号情報の自動車へのリアルタイム提供の順次導入【警察庁】 中間とりまとめ			進捗状況とりまとめ			世界一安全な道路交通社会 / 渋滞大幅削減	・交通事故死者数 ・交通渋滞状況		
	救急車等緊急自動車や路線バスの交差点優先通行の順次導入【警察庁】 中間とりまとめ			進捗状況とりまとめ						
	信号システムの高度化【警察庁】 - 効果的なシステムの継続検討とより有効なメディアの検討 中間とりまとめ			進捗状況とりまとめ						
	プローブ情報を活用した信号制御モデル事業【警察庁】			プローブ情報の活用など、先進技術を利用し、信号制御の精度向上を図りつつ、順次導入。【警察庁】					信号制御の精度向上	
	交通安全対策・渋滞対策・災害対策等に有効となる道路交通情報の集約・配信に係る取組【警察庁、総務省、国土交通省】			有効となるデータの整理・検討【警察庁、国土交通省】					有効となるデータの集約・配信に係る課題整理・判断【警察庁、総務省、国土交通省】	有効となるデータの集約・配信の検討【警察庁、総務省、国土交通省】
	地図情報・地理空間情報(G空間情報)の活用の検討【総務省、国土交通省】			蓄積データの危険箇所把握等への活用の検討【国土交通省】					GPS等とも組み合わせた移動支援システムの確立	
	交通事故死者 2,500人以下			交通渋滞状況の現在の把握方法の調査【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】					渋滞状況把握方法のとりまとめ	交通渋滞状況の把握方法の検討【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
	有効となるデータの明確化			状況とりまとめ					有効となるデータの集約・配信の検討	
	有効となるデータの集約・配信に係る課題整理・判断【警察庁、総務省、国土交通省】			有効となるデータの集約・配信の検討【警察庁、総務省、国土交通省】					有効となるデータの集約・配信の検討【警察庁、総務省、国土交通省】	

実施スケジュール（2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
(4) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 渋滞対策・安全対策・スマートモビリティ	省エネかつ高度な処理で自動制御可能な将来の自動車による都市交通インフラの整備に必要な基盤技術の研究 【経済産業省】		とりまとめ 研究成果	基盤技術の開発 【経済産業省】			高齢者や障がい者にとって安心・安全かつ円滑な移動が可能となる社会	・交通事故死者数 ・交通渋滞状況		
	人の移動ニーズを正確に把握することで、利用者にとって最適な車と公共交通機関を組み合わせた移動手段の提案が可能となるシステムの検討 【国土交通省】		とりまとめ 検討	システムの構築 【国土交通省】						
	「歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン」を策定 【国土交通省】	視覚障がい者へのサービス、災害時のサービスの利活用の検討 【国土交通省】		とりまとめ 検討	普及促進に向けて新技術の検証、事業者協議会の運営、ガイドラインの更新 【国土交通省】				ガイドラインの更新	
	ロボット技術等を活用した超小型モビリティ等の開発・普及拡大に向けた検討 【国土交通省】		とりまとめ 検討	ロボット技術等を活用した超小型モビリティ等の開発・普及拡大 【国土交通省】						

(4) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現

【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 2014 年度から、社会実装を前提としたモデル地区での先導的な実証事業を公道上で実施するとともに、高度運転支援技術等の開発に着手する。
- ・ 2018 年目途に、交通事故死者数 2,500 人以下とする。
- ・ 2020 年までに、世界で最も安全な道路交通社会を実現するとともに、交通渋滞を大幅に削減する。
- ・ 2020 年代中に、自動走行システムを試用開始する。

【短期（2013 年度～2015 年度）】

○全体

- ・ 10～20 年程度の目標を設定した官民 ITS 構想・ロードマップの検討を行い、官民 ITS 構想・ロードマップを策定する。また、官民連携推進母体を設置するとともに、官民 ITS 構想・ロードマップに基づき、官民で取り組んでいる安全運転支援システムの早期実用化のより一層の加速化を推進する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 全国主要交差点へのインフラ配備や、対応車載機、高齢者や子供に配慮した歩行者端末の開発・実用化・普及促進策の検討、2014 年度から、社会実装を前提としたモデル地区での先導的な実証事業を公道上で実施し、また高度運転支援技術等の開発にも着手等を行い、路車・車車連携型システムの運用体制の構築および実用化を行う。【警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 車の自律系システムと車と車、道路と車との情報交換等を組み合わせ、運転支援技術の高度化を図るとともに、実用化に向けた公道上での実証を実施する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 我が国の ITS 施策について、世界会議等で発信する。2013 年度には、ITS 世界会議東京 2013 において、我が国の ITS 施策を発信する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

○安全運転支援システム → 高度化 → 自動走行システム

- ・ 隊列走行（トラック）の公道実証実験を通じた社会的受容性の評価等を行う。【経済産業省】
- ・ 高速道路上の自動運転を実現するシステムに関する検討を行い、方向性を整理する。また、ETC 等の ITS 技術の活用拡大を行う。さらに、道路構造データ等を活用した運転支援技術の高度化に関する研究を行う。【国土交通省】
- ・ ASV 技術の飛躍的高度化に関する検討および通信利用型安全運転支援システムの開発促進に関する検討、ASV 技術の理解および普及促進に関する検討、国際基準調和に向けた情報発信を行う。さらに、通信利用型安全運転支援システムガイドラインの検討・策定

を行う。このうち、歩車間通信についてはガイドラインの検討を行う。【総務省、国土交通省】

○安全運転支援システム → 高度化 → 自動走行システム

／渋滞対策・安全対策・スマートモビリティ

- ・ 信号情報の自動車へのリアルタイム提供の順次導入を行い、導入状況について中間とりまとめを行う。【警察庁】
- ・ 救急車等緊急自動車や路線バスの交差点優先通行の順次導入を行い、導入状況について中間とりまとめを行う。【警察庁】
- ・ 信号システムの高度化として、効果的なシステムの継続検討とより有効なメディアの検討を行い、中間とりまとめを行う。また、プローブ情報を活用した信号制御モデル事業を実行し、プローブ情報の活用など、先進技術を利用し、信号制御の精度向上を図りつつ順次導入を行う。【警察庁】
- ・ 交通安全対策・渋滞対策・災害対策等に有効となる、道路交通情報の集約・配信に係る取り組みに有効となる整理・検討を行う。【警察庁、国土交通省】
- ・ 地図情報・地理空間情報（G 空間情報）の活用について検討を行う。【総務省、国土交通省】
- ・ 蓄積データの危険箇所把握等への活用について検討を行う。【国土交通省】
- ・ 交通渋滞状況の現在の把握方法の調査を行う。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

○渋滞対策・安全対策・スマートモビリティ

- ・ 省エネかつ高度な処理で自動制御可能な次世代自動車による都市交通インフラの整備に必要な基盤技術の研究を行い、研究成果のとりまとめを行う。【経済産業省】
- ・ 人の移動ニーズを正確に把握することで、利用者にとって最適な車と公共交通機関を組み合わせた移手段の提案が可能となるシステムの検討を行い、とりまとめを行う。【国土交通省】
- ・ 「歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン」の策定を行うとともに、視覚障がい者へのサービス、災害時のサービスの利活用の検討を行い、取りまとめを行う。【国土交通省】
- ・ ロボット技術等を活用した超小型モビリティ等の開発・普及拡大に向けた検討を行い、取りまとめを行う。【国土交通省】

【中期（2016年度～2018年度）・長期（2019年度～2021年度）】

○全体

- ・ 官民 ITS 構想・ロードマップに基づき、官民で取り組んでいる安全運転支援システムの早期実用化のより一層の加速化を推進する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

- ・ 全国主要交差点へのインフラ配備や、対応車載機、高齢者や子供に配慮した歩行者端末の開発・実用化・普及促進策の検討、2014年度から引き続き社会実装を前提としたモデル地区での先導的な実証事業を公道上で実施し、また高度運転支援技術等の開発にも着手等を行い、路車・車車連携型システムの運用体制の構築および実用化を行う。【警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 車の自律系システムと車と車、道路と車との情報交換等を組み合わせ、運転支援技術の高度化を図るとともに、実用化に向けた公道上での実証を実施する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 我が国の ITS 施策について、世界会議等で発信する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

○安全運転支援システム → 高度化 → 自動走行システム

- ・ 隊列走行（トラック）の実証実験を通じた社会的受容性を検討し、公道での実用化に向けた課題の整理・明確化を行う。【経済産業省】
- ・ 道路構造データ等を活用した運転支援技術の高度化に関する研究を行い、研究成果のとりまとめを行う。また、引き続き、運転支援技術の高度化に向けた検討等を実施する。【国土交通省】
- ・ C-ACCの実用化。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 通信利用型安全運転支援システムガイドラインの見直しを行う。このうち、歩車間通信については引き続きガイドラインの検討及び策定を行う。さらに、歩車間通信システムの実用化・普及に向けた検討を行う。【総務省、国土交通省】

○安全運転支援システム → 高度化 → 自動走行システム

／渋滞対策・安全対策・スマートモビリティ

- ・ 信号情報の自動車へのリアルタイム提供の順次導入を行い、導入状況について進捗状況のとりまとめを行う。【警察庁】
- ・ 救急車等緊急自動車や路線バスの交差点優先通行の順次導入を行い、導入状況について進捗状況のとりまとめを行う。【警察庁】
- ・ 信号システムの高度化として、効果的なシステムの継続検討とより有効なメディアの検討を行い、進捗状況のとりまとめを行う。また、プローブ情報の活用など、先進技術を利用し、信号制御の精度向上を図りつつ順次導入を行い、信号制御の精度向上を行う。【警察庁】
- ・ 交通安全対策・渋滞対策・災害対策等に有効となる、道路交通情報の集約・配信に係る取り組みに有効となるデータの明確化を行い、集約・配信に係る課題整理や判断を行い、状況のとりまとめを行う。また、有効となるデータが存在した場合は、集約・配信の検討を行う。【警察庁、総務省、国土交通省】
- ・ 地図情報・地理空間情報（G 空間情報）の活用について検討を行い、GPS等とも組み合わせた移動支援システムの確立を行う。【総務省、国土交通省】

- ・ 蓄積データの危険箇所把握等への活用について検討を行う。【国土交通省】
- ・ 交通渋滞状況の把握方法の検討を行う。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

○渋滞対策・安全対策・スマートモビリティ

- ・ 省エネかつ高度な処理で自動制御可能な次世代自動車による都市交通インフラの整備に必要な基盤技術の開発を行う。【経済産業省】
- ・ 人の移動ニーズを正確に把握することで、利用者にとって最適な車と公共交通機関を組み合わせた移動手段の提案が可能となるシステムの構築を行う。【国土交通省】
- ・ 歩行者移動支援サービスの普及促進に向けて、新技術の検証、事業者協議会からの情報収集を踏まえ、「歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン」の更新を図る。【国土交通省】
- ・ ロボット技術等を活用した超小型モビリティ等の開発・普及拡大を図る。【国土交通省】
- ・ 高齢者や障がい者にとって安心かつ円滑な移動が可能となる社会を実現する。

実施スケジュール（2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
(5)雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス(「仕事と生活の調和」)の実現	テレワークの普及・促進	実証事業、課題抽出のための調整 【総務省、厚生労働省】	ITを活用した柔軟な働き方や適切な評価が可能となる新たなモデル確立のための実証事業 【総務省、厚生労働省】			テレワーク推奨モデルの本格的構築・普及	2020年までに ・テレワーク導入企業数3倍(2012年度比) ・雇用型在宅型テレワーカー数10%以上 ・女性就業率の向上			・テレワーク導入企業数 ・雇用型在宅型テレワーカー数の割合 ・ITを活用したハローワーク等の就職支援機能の強化 ・山間地域等遠隔地におけるサテライトオフィスの利用企業数
		普及に関するニーズの把握、課題整理、必要な見直し 【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】	週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の増加等の推進に向けた課題解決策の検討による具体的な普及促進、啓発活動【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】				・在宅勤務導入支援のための専門家派遣 ・在宅勤務制度の導入・促進の好事例の収集・相談等の実施【総務省・厚生労働省】			
		ITスキル習得の支援、セミナーの開催等の普及促進、啓発活動【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】			「在宅勤務ガイドライン」などの周知・啓発、在宅就業者や発注企業等への支援【総務省、厚生労働省】					
		実態把握、調査・分析手法等の検討 【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】	テレワークの普及状況の把握・定量的分析(雇用型在宅型テレワーク、テレワーク導入企業数) 【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】							
	サテライトオフィスの整備	ニーズの把握、課題整理、具体的施策の検討【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省等】			サテライトオフィスの全国展開【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省等】 ・離島・過疎地等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備 ・古民家や遊休施設を活用した住居・施設環境の整備 ・地域におけるNPO法人などの人的資源の有効活用 等					
	就労支援	ハローワークの求人情報の民間人材ビジネス、自治体に対するオンラインでの提供に向けた調整【厚生労働省】	ハローワークの求人情報の民間人材ビジネス、自治体に対するオンラインでの提供【厚生労働省】			ITを活用したハローワーク等の就職支援機能の強化【厚生労働省等】			雇用のマッチングと成長産業へのシフト	

(5) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）の実現

【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 2016 年までに、労働者に優しいテレワーク推奨モデルの構築・普及を図る。
- ・ 2020 年には、テレワーク導入企業を 2012 年度比で 3 倍、週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の 10%以上にし、また、こうした取り組みを含めた女性の就業支援等により、第一子出産前後の女性の継続就業率を 55%、25 歳から 44 歳までの女性の就業率を 73%まで高める。

【短期（2013 年度～2015 年度）】

○テレワークの普及・促進

- ・ テレワーク推奨モデルを産業界と連携して支援し、2016 年までにその本格的な構築・普及を図るため、テレワーク制度の本格的導入を希望する企業を全国から募集し、IT を活用した柔軟な働き方や適切な評価が可能となる新たなモデル確立のための実証事業、システム利用や就業規則等の運用ルール策定に係る専門家派遣や相談窓口の設置等の支援策をパッケージで提供を行い、2016 年度までにテレワーク推奨モデルを構築し、その本格的な普及を図る。【総務省、厚生労働省、経済産業省等】
- ・ テレワークの普及に関し、企業におけるテレワーク導入や、週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の増加等の推進のため、活用する側のニーズを把握するとともに、普及を阻む課題を調査・抽出・整理し、情報通信技術面、運用面及び展開拠点の構築面等での課題解決方策を取りまとめ、具体的な普及促進、啓発活動を実施する。【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ テレワークの導入に向けたシステム構築、労務管理、業務改革等導入支援のための専門家派遣を実施する。【総務省、厚生労働省】
- ・ テレワークを含む IT を活用した多様な働き方についての周知・普及のため、在宅勤務制度の導入・促進の好事例の収集・相談窓口の設置等を実施する。【総務省、厚生労働省、経済産業省】
- ・ カリキュラム開発や e ラーニングなどによる IT スキル習得の支援やセミナーの開催、テレワークの実態の紹介等による普及促進、啓発活動を実施する。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ 「在宅勤務ガイドライン」、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」及び「テレワークセキュリティガイドライン」の周知・啓発、在宅就業者や発注企業等に向けた情報提供やセミナーの開催、相談対応等の支援を実施する。【総務省、厚生労働省】
- ・ 新たな IT 総合戦略における目標及び KPI を達成するため、週 1 日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を含むテレワーク人口の実態について調査・把握する。その際の実態を的確に把握するための手法等必要な検討を行った上で、テレワークの普及状況調査を行う。また、今後の普及促進方策を効率的、効果的に進めるためにテレワー

クの導入企業や雇用型在宅型テレワーカー数の全労働者数に対する割合など、テレワークの普及状況について定量的分析を行う。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

○サテライトオフィスの整備

- ・ 山間地域等を含む遠隔地における学校等の公共施設や古民家などの遊休施設等を利用したサテライトオフィスの企業利用を全国的に展開するため、①離島・過疎地等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備、②古民家や遊休施設を活用した住居・施設環境の整備、③地域における NPO 法人などの人的資源の有効活用、④従来の企業誘致策にとらわれない税制優遇措置の創設などの実現に向け、地域や職種の違いによるニーズの把握、進め方、具体的方策、課題の整理など必要な調査、検討を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省等】

○就労支援

- ・ 未就職の若者や、育児中や離職・リタイア後に就業を希望する女性、中高年や高齢者等が、生活事情に合った就職や専門的な知識・経験を活かした就職、さらには雇用者と求職者との間で生じる技能・待遇等の諸条件のギャップの解消がされた就職等を可能とする、IT を活用したハローワーク等の就職支援機能強化の一環として、ハローワークの保有する求人情報の民間人材ビジネスや地方自治体に対するオンラインでの提供を、2014 年度中に開始する。また、「雇用のマッチングと成長産業へのシフト」をさらに促進するため、IT を活用したハローワーク等の就職支援機能強化に関する課題整理を行い、さらなる具体的方策の検討を行う。さらに、方策の検討を踏まえて、具体的な施策の導入に向けた取り組みを行う。【厚生労働省等】

【中期（2016 年度～2018 年度）】

○テレワークの普及・促進

- ・ テレワーク制度の本格的導入を希望する企業を全国から募集し、IT を活用した柔軟な働き方や適切な評価が可能となる新たなモデル確立のための実証事業、システム利用や就業規則等の運用ルール策定に係る専門家派遣や相談窓口の設置等の支援策をパッケージで提供を行い、2016 年までにテレワーク推奨モデルを構築し、その本格的な普及を図る。【総務省、厚生労働省、経済産業省等】
- ・ テレワークの導入に向けたシステム構築、労務管理、業務改革等導入支援のための専門家派遣について、適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ継続して実施する。【総務省、厚生労働省】
- ・ テレワークを含む IT を活用した多様な働き方についての周知・普及のため、在宅勤務制度の導入・促進の好事例の収集・相談窓口の設置等適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ効率的・効果的な推進を図る。【総務省、厚生労働省、経済産業省】

- ・ テレワークの普及に関し、企業におけるテレワーク導入や、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の増加等の推進のため、活用する側のニーズを把握するとともに、普及を阻む課題を調査・抽出・整理し、情報通信技術面、運用面及び展開拠点の構築面等での課題解決策を把握した上、具体的な普及促進、啓発活動を実施する。【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ カリキュラム開発やeラーニングなどによるITスキル習得の支援やセミナーの開催、テレワークの実態の紹介等による普及促進、啓発活動を継続して実施する。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ 「在宅勤務ガイドライン」、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」及び「テレワークセキュリティガイドライン」の周知・啓発、在宅就業者や発注企業等に対する支援について、適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ、引き続き効率的・効果的な推進を図る。【総務省、厚生労働省】
- ・ 新たなIT総合戦略における目標及びKPIを達成するため、週1日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を含むテレワーク人口の実態について調査を実施する。また、今後の普及促進方策を効率的、効果的に進めるため継続的にテレワークの導入企業数や雇用型在宅型テレワーカー数の全労働者数に対する割合など、テレワークの普及状況について定量的分析を行う。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

○サテライトオフィスの整備

- ・ 山間地域等を含む遠隔地における学校等の公共施設や古民家などの遊休施設等を利用したサテライトオフィスの企業利用を全国的に展開するため、①離島・過疎地等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備、②古民家や遊休施設を活用した住居・施設環境の整備、③地域におけるNPO法人などの人的資源の有効活用、④従来の企業誘致策にとらわれない税制優遇措置の創設などの実現に向け、本工程表の短期において整理・検討した各具体的方策を実施する。【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省等】

○就労支援

- ・ 未就職の若者や、育児中や離職・リタイア後に就業を希望する女性、中高年や高齢者等が、生活事情に合った就職や専門的な知識・経験を活かした就職、さらには雇用者と求職者との間で生じる技能・待遇等の諸条件のギャップの解消がされた就職等を可能とするため、ハローワークの求人情報のオンラインでの提供を含むITを活用したハローワーク等の就職支援機能の強化に向けた具体的方策を実施することにより、「雇用のマッチングと成長産業へのシフト」をさらに促進し、働く意欲を持つ人々の就労支援を行う。【厚生労働省等】

【長期（2019年度～2021年度）】

○テレワークの普及・促進

- ・ テレワークの導入に向けたシステム構築、労務管理、業務改革等導入支援のための専門
家派遣について、適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ継続して実施する。

【総務省、厚生労働省】

- ・ テレワークを含む IT を活用した多様な働き方についての周知・普及のため、在宅勤務
制度の導入・促進の好事例の収集・相談窓口の設置等適宜課題を整理し、必要な見直し
を行いつつ引き続き効率的・効果的な推進をはかる。【総務省、厚生労働省、経済産業
省】
- ・ テレワークの普及に関し、企業におけるテレワーク導入や、週1日以上終日在宅で就業
する雇用型在宅型テレワーカー数の増加等の推進のため、活用する側のニーズを把握す
るとともに、普及を阻む課題を調査・抽出・整理し、情報通信技術面、運用面及び展開
拠点の構築面等での課題解決策を把握した上、具体的な普及促進、啓発活動を実施す
る。【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ カリキュラム開発やeラーニングなどによる IT スキル習得の支援やセミナーの開催、
テレワークの実態の紹介等による普及促進、啓発活動の実施について、適宜課題を整理
し、必要な見直しを行いつつ、引き続き効率的・効果的な推進を図る。【内閣官房、総
務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ 「在宅勤務ガイドライン」、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」及び
「テレワークセキュリティガイドライン」の周知・啓発、在宅就業者や発注企業等に対
する支援について、適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ、引き続き効率的・効
果的な推進を図る。【総務省、厚生労働省】
- ・ 新たな IT 総合戦略における目標及び KPI を達成するため、週1日以上在宅で就業する
雇用型在宅型テレワーカー数を含むテレワーク人口の実態について調査を実施する。
また、今後の普及促進方策を効率的・効果的に進めるため継続的にテレワークの導入企
業数や雇用型在宅型テレワーカー数の全労働者数に対する割合など、テレワークの普及
状況について定量的分析を行う。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土
交通省】

○サテライトオフィスの整備

- ・ 山間地域等を含む遠隔地における学校等の公共施設や古民家などの遊休施設等を利用し
たサテライトオフィスの企業利用を全国的に展開するため、①離島・過疎地等の条件不
利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備、②古民家や遊休施設を活用した住
居・施設環境の整備、③地域における NPO 法人などの人的資源の有効活用、④従来の企
業誘致策にとらわれない税制優遇措置の創設などの実現に向け、本工程表の短期におい
て整理・検討した具体的方策について適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ、効
率的・効果的な推進を図る。【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省等】

○就労支援

- ・ 未就職の若者や、育児中や離職・リタイア後に就業を希望する女性、中高年や高齢者等が、生活事情に合った就職や専門的な知識・経験を活かした就職、さらには雇用者と求職者との間で生じる技能・待遇等の諸条件のギャップの解消がされた就職等を可能とするため、ハローワークの求人情報のオンラインでの提供を含む IT を活用したハローワーク等の就職支援機能の強化に向けた具体的方策を実施し、適宜課題を整理の上、必要な見直しを行いつつ、効率的・効果的な推進を図る。【厚生労働省等】

実施スケジュール（3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現）

年度	短期			中期			長期			KPI		
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年			
(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供	利便性の高い公共サービスの創造	オープンな利用環境整備に向けたアクションプラン策定【内閣官房】	アクションプランを踏まえ、府省間連携を推進し、利便性の高い公共サービスを実現【内閣官房及び関係省庁】									<ul style="list-style-type: none"> ・サービスに対する利用者満足度 ・Webサイトの閲覧数 ・API公開数 等
		文字情報基盤導入ガイドの作成【経済産業省】										
		情報連携用語彙データベースの開発・実証【経済産業省】										
		連携										
	情報流通連携基盤共通API(データモデル、共通ポキュラリ、標準API規格等)等を開発・実証【総務省】											
オンライン手続の利便性向上	オンライン手続改善方針の策定【内閣官房・総務省】	オンライン手続改善方針を踏まえ、利便性向上の取組を推進【内閣官房・総務省及び関係省庁】										
政府のWebサイトの見直し	アクションプランを踏まえ、政府のWebサイト見直しに当たっての方針を策定し、推進 (政府のWebサイトについて、政府共通プラットフォームへの移行を加速するとともに、より利便性の高い政府のWebサイトを構築) 【内閣官房・総務省及び関係省庁】											
「マイガバメント」の実現	携帯電話を用いた行政サービスの利用に係る技術的課題の整理【総務省】	「マイポータル(仮称)」の整備【内閣官房及び関係省庁】			「マイポータル(仮称)」を活用した個人向けサービスの展開【内閣官房及び関係省庁】							
		コンシェルジュ型サービス実現に向けた課題の整理、検討と実証及び利用チャネルの多様化に関する検討等【総務省】										

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 2013 年度中に、オープンな利用環境整備に向けたアクションプランの策定を行い、国民にとってより利便性の高い政府の Web サイトへの見直しを実施する。
- ・ 「マイポータル（仮称）」を活用した個人向けサービスを展開し、行政のコンシェルジュサービスとも言える利用者一人ひとりのニーズに合わせたワンストップ・プッシュ型サービス等、利便性の高いオンラインサービスをパソコンや携帯端末など多様なチャネルで利用可能とする「マイガバメント」を実現する。

【短期（2013 年度～2015 年度）】

○クラウドを活用したオープンな利用環境の準備

- ・ 2013 年度中に以下の取組を踏まえたオープンな利用環境整備に向けたアクションプランの策定を行い、2014 年度以降、これに沿った、府省間連携を推進し、利便性の高い公共サービスを実現する。【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ 経済産業省において、国際的な連携を踏まえた情報連携用語彙データベース（基本語彙の定義等をまとめたデータベース）の開発・実証を 2013 年度～2015 年度に行い、また、総務省において、2013 年度～2014 年度にオープンデータ流通推進コンソーシアムと連携しつつ、実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通 API（データモデル、共通ボキャブラリ、標準 API 規格等）等の開発・実証を行う。これらを踏まえ、内閣官房においてアクションプランを策定し、2014 年度以降、これに沿った、府省間連携を推進し、利便性の高い公共サービスを実現する。【内閣官房、経済産業省、総務省及び関係府省庁】
- ・ 2013 年度中に文字情報基盤導入ガイドの作成を行い、2015 年度以降はアクションプランを踏まえ推進する。【内閣官房、経済産業省及び関係府省庁】

○オンライン手続の利便性向上

- ・ 2013 年度中に、オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針を策定し、これに基づき、利用ニーズを踏まえたオンライン手続の利便性向上の取り組みを推進する。
【内閣官房、総務省及び関係府省庁】

○政府の Web サイトの見直し

- ・ アクションプランを踏まえ、政府の Web サイト見直しに当たっての方針を策定、推進する。（政府の Web サイトについて、政府共通プラットフォームへの移行を加速するとともに、より利便性の高い政府の Web サイトを構築）【内閣官房、総務省及び関係府省庁】

○「マイガバメント」の実現

- ・ 2017年の「マイポータル（仮称）」運用を目指して、個人向けサービスの展開を視野に入れた整備を行う。【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ 本人情報等を安全・適切に携帯電話端末に格納し、行政窓口における本人確認と同等レベルの本人確認を実現するとともに、行政キオスク端末を用いた行政サービスの利用を可能とするための技術的検証を実施する。【総務省】
- ・ 国民の行政サービスの利便性向上のため、住民一人ひとりの状況の変化に応じた、コンシェルジュ型サービスを実現するための課題の整理、検討を行い、マイポータル（仮称）での提供を視野に入れて、コンシェルジュ型サービスの実証を行うとともに、利用チャネルの多様化に関する検討等を行う。【総務省】

【中期（2016年度～2018年度）・長期（2019年度～2021年度）】

○クラウドを活用したオープンな利用環境の準備

- ・ 2013年度に策定するアクションプランを踏まえ、府省間連携を推進し、利便性の高い公共サービスを実現する。【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ 2013年度に策定するアクションプランを踏まえて、用語の共通化基盤に関する推進を行う。【内閣官房、経済産業省及び関係府省庁】
- ・ 2013年度に策定するアクションプランを踏まえ、文字情報基盤導入に関する推進を行う。【内閣官房、経済産業省及び関係府省庁】

○オンライン手続の利便性向上

- ・ オンライン手続改善方針を踏まえ、利便性向上の取り組みを推進する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】

○政府のWebサイトの見直し

- ・ アクションプランを踏まえ、政府のWebサイト見直しに当たっての方針を策定、推進する。（政府のWebサイトについて、政府共通プラットフォームへの移行を加速するとともに、より利便性の高い政府のWebサイトを構築）【内閣官房、総務省及び関係府省庁】

○「マイガバメント」の実現

- ・ 「マイポータル（仮称）」を活用した個人向けサービスの展開を行う。【内閣官房、内閣府及び関係府省庁】
- ・ コンシェルジュ型サービスを実現するための課題の検討、実証を行うとともに、利用チャネルの多様化に関する検討等を行う。【総務省】

実施スケジュール（3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
(2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革	政府情報システム改革に関するロードマップを策定 【内閣官房・総務省及び関係省庁】			政府全体を通じたシステム改革を推進するとともに、各システムの更改時期等に併せてサービス向上や行政運営の効率化に向けた業務改革(BPR)を徹底 【内閣官房・総務省及び関係省庁】						<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度までに現在の情報システム数(2012年度:約1,500)を半数近くまで削減 ・業務の見直しも踏まえた大規模な刷新が必要なシステム等特別な検討を要するものを除き、2021年度目途に、原則すべての政府情報システムをクラウド化し、運用コストを圧縮(3割減を目指す)。 ・2015年度までに電子決裁率を60%まで向上
	政府内のネットワークの統廃合に向けた調査研究を実施し、ネットワークの再編方針を策定 【内閣官房・総務省及び関係省庁】									
	重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速 【内閣官房・総務省及全省庁】									
	番号制度を導入する行政分野について、政府全体を通じた番号利用の全体像を明確化 【内閣官房及び関係省庁】			同計画に基づき、行政サービスの向上と行政運営の効率化を推進 【内閣官房及び関係省庁】						
	番号制度を導入する行政分野について、行政サービスと業務改革(BPR)及び情報システムの改革に関し、具体的な計画を策定 【内閣官房及び関係省庁】									
	モバイル端末、ウェブ会議等の利活用等を通じたペーパーレス化、移動時間・移動コストの低減、電子決裁の推進など、公務におけるワークスタイルの変革を推進し、公務の生産性を高め、大規模災害時における行政運営の継続性を確保 【全省庁】									
	電子決裁推進の集中取組期間 【総務省及び全省庁】									
	政府機関の情報システムについて、情報システムの設計、構築、運用等の段階について満たすべき情報セキュリティの技術基準を検討、整備 【内閣官房】			<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁は情報システムの設計、構築、運用等の段階において、同基準を活用し、内閣官房においてその活用状況を確認する。 ・各府省庁の機微な取扱いが必要な情報を扱う業務等に係る情報システムについて、リスク評価のプロセスが適正になされていることを確認する方法を検討し、2014年度から運用する。 【内閣官房及び全省庁】						
	自治体クラウドの共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組加速 【総務省及び関係省庁】									
	地方における情報システム改革			番号制度導入までの4年間を自治体クラウドの集中取組期間として位置付け 【総務省及び関係省庁】						

(2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革

【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 2018 年度までに現在の情報システム数を半数近くまで削減する。
- ・ 2021 年度目途に、原則全ての政府情報システムをクラウド化し、拠点分散を図りつつ災害や情報セキュリティに強い行政基盤を構築し、運用コストを圧縮(3 割減)する。

【短期（2013 年度～2015 年度）】

○政府情報システム改革

- ・ 2013 年中に政府情報システム改革に関するロードマップを策定し、各システムの更改時期等に併せて、政府情報システムの統廃合、クラウド化等の政府全体を通じたシステム改革を推進するとともに、サービス向上や行政運営の効率化に向けた業務改革（BPR）を徹底する。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 2013 年度～2014 年度にかけて、政府内のネットワークの統廃合に向けた調査研究を実施し、2014 年度内にその結果を踏まえたネットワークの再編方針を策定する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 政府情報システム改革に関するロードマップに基づき、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速する。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 2013 年中に、番号制度を導入する行政分野について、個人番号を利用する具体的な事務、当該事務における個人番号の利用の概要、情報システムの整備の有無、利用開始時期等を整理し、政府全体を通じた番号利用の全体像を明らかにする。【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ 番号制度を導入する行政分野については、投資計画に加えて、2014 年度早期に、行政サービスと業務改革（BPR）及び情報システムの改革に関して、関係機関が連携しつつ具体的な計画を策定し、これに沿って各種の改革に着実に取り組む。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ モバイル端末、ウェブ会議等の利活用等を通じたペーパーレス化、移動時間・移動コストの低減、電子決裁の推進など、公務におけるワークスタイルの変革を推進し、公務の生産性を高めるとともに、大規模災害時等における行政運営の継続性を確保する。
【全府省庁】
- ・ 2013 年度～2015 年度を、電子決裁推進の集中取り組み期間とし、全府省において電子決裁の普及・利用促進の取り組みを推進する。【総務省及び全府省庁】
- ・ 2013 年度中に、内閣官房において、政府機関の情報システムについて、特に標的型攻撃から重要な業務や情報を守る観点で情報システムの設計、構築、運用等の段階について満たすべき情報セキュリティの技術基準を検討、整備する。また、各府省庁は情報システムの設計、構築、運用等の段階において、同基準を活用し、内閣官房においてその活

用状況を確認する。さらに、各府省庁の機微な取扱いが必要な情報を扱う業務等に係る情報システムについて、リスク評価のプロセスが適正になされていることを確認する方法を検討し、2014年度から運用する。【内閣官房及び全府省庁】

○地方における情報システム改革

- ・ 2013年度～2016年度を、自治体クラウドの集中取り組み期間と位置付け、番号制度の導入とあわせて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取り組みを加速する。【総務省及び関係府省庁】

【中期（2016年度～2018年度）・長期（2019年度～2021年度）】

○政府情報システム改革

- ・ 政府情報システム改革に関するロードマップに基づき、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速し、政府情報システムのクラウド化を実現する。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 番号制度を導入する行政分野等について、策定した計画に基づき、業務改革（BPR）を徹底し、行政サービスの向上と行政運営の効率化を推進する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 公務におけるワークスタイルの変革を推進する。【全府省庁】

○地方における情報システム改革

- ・ 自治体クラウドの共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取り組みを加速する。【総務省及び関係府省庁】

実施スケジュール（3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
(3) 政府におけるITガバナンスの強化 戦略的なIT投資管理の実現 IT人材の育成	政府情報システムに関する投資計画を、予算編成に合わせて策定・推進 【内閣官房・総務省及び関係省庁】									・各プロジェクトの目標達成度合 ・IT人材の育成数(研修実施人数)を2015年度以降年間1万人まで増加
	日本版「ITダッシュボード」の整備 (2014年度早期に運用開始) 【内閣官房及び関係省庁】			日本版「ITダッシュボード」の運用 【内閣官房及び関係省庁】						
	政府情報システム管理データベースの運用開始 【総務省】			政府情報システムの資産管理等の徹底 【全府省】						
	レビュー制度の導入、評価体制整備 【内閣官房及び関係省庁】			レビュー制度の充実・運用。評価体制の下、各種プロジェクトや施策の取組状況について第三者の視点による評価を受け、改善に取り組むPDCAサイクルを確立 【内閣官房及び関係省庁】						
	応札事業者の技術力評価の在り方についての見直しと関係ガイドラインの整備 【内閣官房・総務省及び関係省庁】			情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等を整備・充実し、低廉で質の高いプロジェクト遂行、システム管理を推進 ・オープンソースソフトウェアの活用や標準化・共通化の推進 ・統合・集約の推進及び主要なOS等に対するガバメントライセンスの導入 【内閣官房・総務省及び関係省庁】						
	CIO補佐官プール制の導入の推進等 【内閣官房及び関係省庁】									
	研修プログラムの充実、見直し 【総務省】			組織間交流によるIT人材の計画的育成 【内閣官房及び関係省庁】						
	等									
	等									
	等									

(3) 政府における IT ガバナンスの強化

【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 2014 年度予算から、政府情報システムに関する投資計画を予算編成に合わせて策定する。2014 年度早期から各府省庁の IT 投資の状況等をインターネット経由で一覧性をもって国民が確認できる日本版「IT ダッシュボード」の運用を開始する。
- ・ 情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等を整備する。
- ・ オープンソースソフトウェアの活用や標準化・共通化の推進、応札事業者の技術力評価の在り方についての見直しを行う。

【短期（2013 年度～2015 年度）】

○戦略的な IT 投資管理の実現

- ・ 2014 年度予算から、政府情報システム改革に関するロードマップの着実な実施に向けた、政府情報システムに関する投資計画を、予算編成に合わせて策定する。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 日本版「IT ダッシュボード」の整備を進め、2014 年度早期から運用を開始する。【内閣官房及び全府省庁】
- ・ 2013 年度中に、「政府情報システム管理データベース」の運用を開始し、政府情報システムの資産管理等を徹底する。【総務省及び全府省庁】
- ・ 2013 年度中に、プロジェクトの進捗をチェックするレビュー制度を導入するとともに、IT 総合戦略本部の下に新たな評価体制を整備し、各種プロジェクトや施策の取り組み状況について第三者の視点による評価を受け、改善に取り組む PDCA サイクルを確立する。【内閣官房及び全府省庁】
- ・ 情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等を整備し、低廉で質の高いプロジェクト遂行、システム管理を推進する。具体的には、オープンソフトウェアの活用や標準化・共通化の推進、統合・集約の推進及び主要な OS 等に対するガバメントライセンスの導入等を進める。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 2013 年度中に、応札事業者の技術力評価の在り方についての見直しと関係ガイドラインの整備を行う。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 政府 CIO 補佐官のプール制の導入の推進等を行う。【内閣官房及び関係府省庁】

○IT 人材の育成

- ・ 政府 CIO 補佐官のプール制の導入の推進等を行う。（再掲）【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ 2013 年度～2014 年度の間に、政府の IT 人材の育成を図るため、研修プログラムの見直し・充実を行う。【総務省】
- ・ 組織間交流による人材の計画的育成を図る。【内閣官房及び関係府省庁】

【中期（2016年度～2018年度）・長期（2019年度～2021年度）】

○戦略的な IT 投資管理の実現

- ・ 政府情報システム改革に関するロードマップの着実な実施に向けた、政府情報システムに関する投資計画を、予算編成に合わせて策定する。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 日本版「IT ダッシュボード」の運用を行う。【内閣官房及び全府省庁】
- ・ 政府情報システムの資産管理等を徹底する。【総務省及び全府省庁】
- ・ プロジェクトの進捗をチェックするレビュー制度の運用を行う。【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ オープンソフトウェアの活用や標準化・共通化の推進、統合・集約の推進及び主要な OS 等に対するガバメントライセンスの導入等、情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等の充実を図る。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 政府 CIO 補佐官のプール制の導入の推進等を行う。【内閣官房及び関係府省庁】

○IT 人材の育成

- ・ 政府 CIO 補佐官のプール制の導入の推進等を行う。（再掲）【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ 組織間交流による人材の計画的育成を図る。【内閣官房及び関係府省庁】

実施スケジュール（4. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化）

年度	短期			中期			長期			KPI		
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年			
① 教育環境自体のIT化 (1) 人材育成・教育	IT利活用に関する実証研究の実施	フューチャースクール推進事業	1人1台の情報端末による教育の全国的な普及・展開と教育ITシステムの標準化 【総務省、文科省】							・実証研究の成果の全国的な普及状況 ・学校のIT環境の整備状況 ・教員のIT指導能力の状況		
		学びのイノベーション事業										
	教育環境のIT化（最適な教育ITシステムの確立）	学校のIT環境(※)の整備（短期目標の設定とその達成） 【総務省、文科省】			学校のIT環境の整備（計画の見直し及び新たな目標の設定とその達成） 【総務省、文科省】							
		「デジタル教科書・教材」の位置づけ・制度に関する課題整理 【文科省】	「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討 【文科省】		※超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線LAN環境など							
		クラウドを活用した学校・家庭をシームレスでつなげる教育・学習環境の構築・確立【総務省】			「デジタル教科書・教材」の導入・普及促進に向けた環境整備 【総務省、文科省】			学校教育でのIT利活用による授業革新の実現				
	IT利活用による教員の支援及び指導力の向上	子どもや教員が利用しやすいデジタル教科書・教材の開発・標準化 【総務省、文科省】										
		教員のIT指導能力の整理、評価方法の検討【文科省】		全ての教員がITを活用できる指導方法の構築 【文科省】		教員がITを活用できる環境の整備と指導方法普及への施策の実施 【総務省、文科省】						
		指導案・教材データベース構築に向けた検討 【総務省、文科省】		指導案・教材データベースの設計・開発・運用開始 【総務省、文科省】								
	② 国民全体のITリテラシーの向上	リテラシー 現状の把握【総務省】									・リテラシー現状の把握及びその改善 ・遠隔教育等の実施状況	
		ITリテラシー教育の充実・改善	子どもたちや保護者の情報リテラシーの育成、情報モラル教育の充実 【総務省、文科省】									
学校・公民館等におけるITリテラシー育成のためのモデルシステムに関する調査研究 【総務省、文科省】			各年代へのリテラシー教育の実効性の高いモデルシステムの検討及び継続的な改善【総務省、文科省、経産省、消費者庁】									
スマートフォンにおける適正な利用者情報の取扱いに係る取り組み推進などの安心安全な利用環境整備【総務省、経産省、消費者庁】												
	遠隔教育、e-ラーニング等ITの利活用による自由に学べる環境の整備【総務省、文科省】											

実施スケジュール（4. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化）

年度	短期			中期		長期			KPI		
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	
③ 国際的にも通用・リードする実践的な高度なIT人材の育成 (1) 人材育成・教育	人材育成を支える環境の整備	世界に通用する新しいものづくり人材等の育成・環境の検討【総務省、文科省、経産省】		世界に通用する新しいものづくり人材等の育成・環境の実験的導入・検証【総務省、文科省、経産省】		世界に通用する新しいものづくり人材等の育成・環境の整備・先端化【総務省、文科省、経産省】				・実践的な専門教育プログラムの提供数、修了者数	
		実践的IT人材の継続的な育成の仕組み、企業との連携を含めた設計／自走化【総務省、文科省、経産省】			実践的IT人材育成の仕組み、全国的な実践教育ネットワークの継続的運用【総務省、文科省、経産省】						
		全国的な実践教育ネットワークの推進、専門教育プログラム等の構築【文科省、経産省】									
		小・中学校でのプログラミング等のIT教育の充実【総務省、文科省】			IT教育の検証と改善【総務省、文科省】			IT教育の全国展開【総務省、文科省】			
		遠隔教育等の推進に向けた環境整備【文科省】		遠隔教育等の推進【文科省】							
		遠隔教育等IT利活用の課題検証、試行【文科省】									
		企業における人材育成基盤整備【経産省】									
	先端人材の発掘・支援	起業意識を醸成するイベント等の企画・設計【総務省、経産省】			突出したIT人材の発掘、マッチング、継続したイベント等の実施によるハイレベルIT人材の発掘、支援【総務省、経産省】						
		突出したIT人材のコミュニティ構築【総務省、経産省】									
	人材流動化への取組	企業人のIT基礎知識の向上に向けた取組【経産省】									
各分野スキルセットの検討【経産省】		スキル標準の整備・検討【経産省】		CIO補佐官の採用、専門人材の募集や登用条件としての活用【経産省】							
職種転換を含めた就業支援など、ITを活用した人材シフトの支援のための仕組みの課題整理・検討【厚労省、経産省】				ハローワークの機能強化を含めた、人材シフト支援のための仕組みの設計や試行など、就業支援や職種転換のための環境整備【厚労省、経産省】							

4. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

(1) 人材育成・教育

①教育環境自体の IT 化

【目標（マイルストーン含む）】

- ・学校の高速度ブロードバンド接続、1人1台の情報端末配備、電子黒板、無線LAN環境整備、デジタル教科書・教材の活用等、初等教育段階から教育環境自体のIT化を進める。
- ・教える側の教師のIT活用指導モデルの構築やIT活用指導力の向上を図るため、指導案や教材など教師が活用可能なデータベースの構築等を行う。
- ・2010年代中には、すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境のIT化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築する。

【短期（2013年度～2015年度）】

○IT利活用に関する実証研究の実施

- ・教育分野におけるIT化の全国的な普及・展開に向けて、フューチャースクール推進事業を行いIT環境の構築・運用の技術的要件やノウハウを整理するとともに、学びのイノベーション事業を実施し、IT環境を活用した教育の効果や指導方法やコンテンツ開発等を行う。【総務省、文部科学省】
- ・2014年度以降、フューチャースクール推進事業及び学びのイノベーション事業の成果も踏まえつつ、1人1台の情報端末による教育の全国的な普及・展開に向けた方策を整理し、推進するとともに、教育ITシステムの標準化を実施する。【総務省、文部科学省】

○教育環境のIT化（最適な教育ITシステムの確立）

- ・学校のIT環境の整備（超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線LAN環境など）を行う。【総務省、文部科学省】
- ・2014年度末までに、「デジタル教科書・教材」の位置づけ、制度に関する課題整理を行い、2015年度から「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討を実施する。【文部科学省】
- ・子どもや教員が利用しやすいデジタル教科書・教材の開発及び標準化を実施する。
【総務省、文部科学省】
- ・2015年度末までに、クラウドを活用した学校・家庭をシームレスでつなげる教育・学習環境を構築、確立する。【総務省】

○IT利活用による教員の指導力の向上

- ・教員のIT指導能力の整理、評価方法の検討を行い、2015年度から全ての教員がITを活用できる指導方法を構築する。【文部科学省】
- ・指導案・教材データベース構築に向けた検討を行い、2015年度から指導案・教材データ

ベースを設計・開発し、運用を開始する。【総務省、文部科学省】

【中期（2016年度～2018年度）】

○IT利活用に関する実証研究の実施

- ・ 2014年度以降、フューチャースクール推進事業及び学びのイノベーション事業の成果も踏まえつつ、1人1台の情報端末による教育の全国的な普及・展開に向けた方策を整理し、推進するとともに、教育ITシステムの標準化を実施する。【総務省、文部科学省】

○教育環境のIT化（最適な教育ITシステムの確立）

- ・ 学校のIT環境の整備（超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線LAN環境など）を行う。【総務省、文部科学省】
- ・ 「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討を行うとともに、「デジタル教科書・教材」の導入・普及促進に向けた環境整備を進める。【文部科学省】
- ・ クラウドを活用した学校・家庭をシームレスでつなげる教育・学習環境を構築・確立する。【総務省】

○IT利活用による教員の指導力の向上

- ・ 教材データベースの設計・運用を行い、IT利活用による指導力の向上につなげるとともに、教員がITを活用できる環境の整備と指導方法普及への施策を実施する。【文部科学省、総務省】

【長期（2019年度～2021年度）】

○教育環境のIT化（最適な教育ITシステムの確立）

- ・ 2010年代中に学校のIT環境（超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線LAN環境など）を整備する。【総務省、文部科学省】
- ・ 教員がITを活用できる環境の整備と指導方法普及への施策を実施する。【総務省、文部科学省】

②国民全体の IT リテラシーの向上

【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 子供から学生、社会人、高齢者に至るまで、そのリテラシーの現状も把握しつつ、年代層別に、ITに関する知識を身につけるための取り組みを推進する。
- ・ 遠隔教育、e-ラーニング等 IT の利活用により、地理的・時間的制約を受けることなく、離島を含め全国津々浦々ですべての国民が、自由に学べる環境を整備する。

【短期（2013 年度～2015 年度）】

○IT リテラシー教育モデルの充実、改善

- ・ 年代層別に、IT リテラシーにおける現状を把握する。【総務省】
- ・ 学校・公民館等における IT リテラシー育成のためのモデルシステムに関する調査研究を実施する。【総務省、文部科学省】
- ・ 子どもたちや保護者の情報リテラシーの育成、情報モラル教育の充実を図る。【文部科学省、総務省】
- ・ スマートフォンにおける適正な利用者情報の取扱いに係る取り組みの推進など安心安全な利用環境整備を進める。【総務省、経済産業省、消費者庁】

【中期（2016 年度～2018 年度）】

○IT リテラシー教育モデルの充実、改善

- ・ 子どもたちや保護者の情報リテラシーの育成、情報モラル教育の充実を図る。【総務省、文部科学省】
- ・ スマートフォンにおける適正な利用者情報の取扱いに係る取組の推進など安心安全な利用環境整備を進める。【総務省、経済産業省、消費者庁】
- ・ 各年代へのリテラシー教育の実効性の高いモデルシステムの検討を行い、継続的な改善を図りつつ、年代層別のリテラシー教育を実施する。【総務省、文部科学省、経済産業省、消費者庁】

【長期（2019 年度～2021 年度）】

○IT リテラシー教育モデルの充実、改善

- ・ 各年代へのリテラシー教育の実効性の高いモデルシステムの検討を行い、継続的な改善を図りつつ、年代層別のリテラシー教育を実施する。【総務省、文部科学省、経済産業省、消費者庁】
- ・ 子どもたちや保護者の情報リテラシーの育成、情報モラル教育の充実を図る。【総務省、文部科学省】

③国際的にも通用・リードする実践的な高度 IT 人材の育成

【目標（マイルストーン含む）】

- ・ 初等・中等教育段階からプログラミング等の IT 教育を推進するとともに、高等教育段階では、産業界と教育現場との連携を強化して、継続性をもって IT 人材を育成していく環境の整備と提供に取り組むとともに、実践的な専門教育プログラム等を構築する。
- ・ 起業意識を醸成するイベントやプロジェクト等を通じて、IT・データを活用した起業や新サービスの創出を担う先端人材の発掘・支援を進める。

【短期（2013 年度～2015 年度）】

○人材育成を支える環境の整備

- ・ 2014 年度末までに世界に通用する新しいものづくり人材等の育成・環境について、検討を行い、2015 年度から実験的導入・検証を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ 実践的 IT 人材の継続的な育成の仕組み、企業との連携を含めた設計／自走化を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ 高度 IT 人材の育成に相応しい小・中学校でのプログラミング等の IT 教育の充実を行う。【総務省、文部科学省】
- ・ 2014 年度末までに、大学等の高等教育委機関における遠隔教育等の推進に向けた環境整備を行い、2015 年度から、遠隔教育等の推進を行う。【文部科学省】
- ・ 遠隔教育等 IT の利活用について調査を実施し、課題検証を行う。さらにその結果に基づく試行など推進に向けた準備を行う。【文部科学省】
- ・ 国家試験活用の促進等の企業における人材育成基盤整備を行う。（IT の技術進歩等を踏まえたスキル標準の整備・改訂等）【経済産業省】
- ・ 全国的な実践教育ネットワークの推進やインターンシップ等を含め、専門教育プログラム等の構築を行う。【文部科学省、経済産業省】

○先端人材の発掘・支援

- ・ 2014 年度末までに、起業意識を醸成するイベント等の企画および試行的実施等を行うとともに、突出した IT 人材のコミュニティ構築を行う。これらの取り組みを踏まえ、2015 年度から、突出した IT 人材の発掘や、マッチング、継続したイベント等の実施によるハイレベル IT 人材の発掘・支援を行う。【総務省、経済産業省】

○人材流動化への取り組み

- ・ 企業人への IT 基礎知識の向上に向けて、IT に関する基礎知識を問う国家試験活用の促進等を行う。併せて、当該試験の対象明確化や内容見直し等、継続的な改善を図る。【経済産業省】
- ・ IT に関する各分野におけるスキルセットの検討を行った上で、スキル標準の整備及び検討を行う。【経済産業省】

- ・ 職種転換を含めた就業支援など、ITを活用した人材シフトの支援のための仕組みの課題整理・検討を行い、その検討を踏まえ、具体的な施策の導入に向けた取り組みに着手する。【厚生労働省、経済産業省】

○国際的な高度 IT 人材活用及び流動化に関する環境整備

- ・ 国際的な高度 IT 人材の活用や流動化を推進するため、アジア各国との国家試験等の相互認証等により、試験合格者の上陸許可時における学歴要件または実務経験要件の緩和を行う。【法務省、経済産業省】

【中期（2016 年度～2018 年度）】

○人材育成を支える環境の整備

- ・ 2016 年度末までに、世界に通用する新しいものづくり人材等の育成・環境の実験的導入を行い、課題の抽出や導入効果等の検証を行い、2017 年度からは、世界に通用する新しいものづくり人材等の育成・環境について、国内展開に向けた整備等を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ 2016 年度末までに、実践的 IT 人材の継続的な育成の仕組み、企業との連携を含めた設計／自走化を行い、2017 年度からは、実践的 IT 人材育成の仕組みの継続的な運用を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ 高度 IT 人材育成に相応しい、小・中学校でのプログラミング等の IT 教育の充実、検証及び改善を行う。【総務省、文部科学省】
- ・ 大学等、高等教育機関における遠隔教育等を推進し、普及を図る。【文部科学省】
- ・ 国家試験活用の促進等の企業における人材育成の基盤整備を行う。（IT の技術進歩等を踏まえたスキル標準の整備・改訂等）【経済産業省】
- ・ 2016 年度末までに全国的な実践教育ネットワークの推進やインターンシップ等を含め、専門教育プログラム等の構築を行い、高等教育機関等でのプログラムの活用を促進し、2017 年度からは、全国的な実践教育ネットワーク等の継続的な運用を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】

○先端人材の発掘・支援

- ・ 突出した IT 人材の発掘や、マッチング、継続したイベント等の実施によるハイレベル IT 人材の発掘・支援を行う。【総務省、経済産業省】

○人材流動化への取り組み

- ・ 国家試験活用の促進等の企業人への IT 基礎知識の向上に向けた取り組みを行う。【経済産業省】
- ・ ハローワークの機能強化を含めた、人材シフト支援のための仕組みの設計や試行など、就業支援や職種転換のための環境整備を行う。【厚生労働省、経済産業省】

○国際的な高度 IT 人材のスキル体系の相互連携

- ・ 国際的な高度 IT 人材の活用や流動化を推進するため、IT 人材に関する主要な国際的スキル体系と、我が国のスキル標準との相互参照が可能となるよう、関係機関等と調整を行う。【経済産業省】

【長期（2019 年度～2021 年度）】

○人材育成を支える環境の整備

- ・ 世界に通用する新しいものづくり人材等の育成・環境について、国内展開に向けた整備等を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ 小・中学校でのプログラミング等の IT 教育について、全国への展開を行う。【総務省、文部科学省】
- ・ 国家試験活用の促進等の企業における人材育成の基盤整備を行う。（IT の技術進歩等を踏まえたスキル標準の整備・改訂等）【経済産業省】
- ・ 全国的な実践教育ネットワークの推進や実践的 IT 人材育成の仕組み等について、継続的な運用を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】

○先端人材の発掘・支援

- ・ 突出した IT 人材の発掘や、マッチング、継続したイベント等の実施によるハイレベル IT 人材の発掘・支援を行う。【総務省、経済産業省】

○人材流動化への取り組み

- ・ 国家試験活用の促進等の企業人への IT 基礎知識の向上に向けた取り組みを行うとともに、スキル標準については、CIO 補佐官の採用、専門人材の募集や登用条件としての活用を行う。【経済産業省】
- ・ ハローワークの機能強化を含めた、人材シフト支援のための仕組みの設計や試行など、就業支援や職種転換のための環境整備を行う。【厚生労働省、経済産業省】

○国際的な高度 IT 人材のスキル体系の相互連携

- ・ 国際的な高度 IT 人材の活用や流動化を推進するため、IT 人材に関する主要な国際的スキル体系と、我が国のスキル標準との相互参照が可能となるよう、関係機関等と調整を行う。【経済産業省】

実施スケジュール（4. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化）

年度	短期			中期			長期			KPI		
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年			
(2) 世界最高水準のITインフラ環境の確保	通信ネットワークインフラの推進	沖縄県での海底光ケーブル等の整備【内閣府】			離島・過疎地等の条件不利地域での超高速ブロードバンド基盤の整備【内閣府、総務省】						・超高速ブロードバンド基盤・ゼロ自治体数	
		超高速ブロードバンド基盤の整備に向け、地域の実情に応じて関係団体との協議の場を設置【総務省】										各協議会において整備方針等の決定【総務省】
		第4世代移動通信システム技術導入に向けた整備【総務省】		新たな周波数帯の割当【総務省】		第4世代移動通信システムの導入、促進【総務省】						・商用サービス等の伝送速度
		ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差解消に向けた今後の制度の在り方について検討【総務省】			ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差解消の取組【総務省】							
		基地局連携技術等の研究開発の推進【総務省】		次世代移動通信システムの多彩なニーズに対応するための研究開発を推進【総務省】			周波数の高度利用等を可能とする研究開発の推進【総務省】					・テストベッド利用者数
		高速な衛星通信を可能とする技術、機器の小型・省電力化等の研究開発の実施【総務省】			安全確保や海上における資源探査等に資する衛星ブロードバンドの研究開発の推進【総務省】							
		世界最高レベルの光通信技術やネットワーク仮想化技術の実用化を推進【総務省】										
		事業者間の公正な競争条件の確保等の競争政策の推進【総務省】										
		大学等のクラウド環境構築やスーパーコンピュータの利用等に不可欠な学術情報ネットワーク(SINET)の整備及び一層の機能の高度化や連携強化の取組の検討【文部科学省】			大学等のクラウド環境構築やスーパーコンピュータの利用等に不可欠な学術情報ネットワーク(SINET)の整備及び一層の機能の高度化や連携強化の取組の推進【文部科学省】						・データセンターの地域分散化・活性化について事業者への周知・啓発活動の実施回数 ・インターネット・IT関連投資額 ・普及啓蒙活動の実施回数	
		事業継続に資するITインフラ環境整備の推進	データセンター・IXの地域分散化の検討・推進【総務省、経済産業省】		データセンター・IXの地域分散化・活性化に向けた取組の実施【総務省、経済産業省】							
企業の長期的競争力獲得に向けたインターネットやIT関連の投資等を促進する環境整備(既存の税制措置の活用を促しつつ、必要に応じて更なる支援措置について検討)【総務省、経済産業省】												
次世代IP環境の推進	調達仕様モデル、情報セキュリティガイドラインの整備【総務省】		情報システムのIPv6対応の周知・啓発活動の実施【総務省】									

(2) 世界最高水準の IT インフラ環境の確保

【目標（マイルストーン含む）】

- ・世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨大なデータを利活用でき、かつ IPv6 にも対応した環境を適正かつ安全に発展させる。
- ・通信ネットワークインフラについては、低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を引き続き推進する。
- ・離島などの不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド環境の整備・確保を図る。
- ・大規模災害等に対して、強靱かつ冗長的な IT インフラ環境を確保する。

【短期（2013 年度～2015 年度）】

○通信ネットワークインフラの推進

- ・離島を含めたすべての地域における国民の超高速ブロードバンド基盤の整備に向け、各地域の実情に応じて、通信事業者を含む関係団体と協議の場を設置し、整備方針等を策定する。【総務省】
- ・沖縄の本島と離島を結ぶ海底光ケーブルの整備を支援するとともに、過疎地・離島等の条件不利地域等において超高速ブロードバンド基盤を整備する自治体に対して支援する。【内閣府、総務省】
- ・2015 年頃より既存の携帯電話システムよりも高速・大容量な第 4 世代移動通信システムの導入を目的として、2013 年度中に第 4 世代移動通信システムの技術的条件の明確化、技術導入に必要な制度基盤等を実施する。【総務省】
- ・2014 年度には周波数帯の割当てなど第 4 世代移動通信システムの導入に向けた取組を行い、2015 年頃より既存の携帯電話システムよりも高速・大容量な第 4 世代移動通信システムの導入を開始する。【総務省】
- ・第 4 世代移動通信システムの導入に向けた取組と並行し、ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差の解消に向けた取組を推進するとともに今後の制度の在り方について検討を行う。また、第 4 世代移動通信システムの導入促進及び次世代移動通信システムに求められる多様なニーズに対応するための研究開発等を推進する。【総務省】
- ・波による激しい動揺等、過酷な洋上環境においても高速な衛星通信を可能とする技術、機器の小型・省電力化等の研究開発を実施し、2015 年度中に海上における実証実験を開始する。【総務省】
- ・世界最高水準の高速ブロードバンド環境を将来にわたって確保するため、世界最高レベルの光通信技術やネットワーク仮想化技術の研究開発に取り組むとともに、その実用化を促進すべく、2014 年度より同技術を用いたテストベッドを広く産学官に開放する。【総務省】
- ・低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策として、NGN（Next Generation Network）のオープン化やモバイル市場の

競争促進を含めた情報通信分野における競争政策についての検証プロセスを 2013 年度夏から開始し、年度中に検討課題を洗い出す。この結果を踏まえ、電気通信事業法等の具体的な制度見直し等の方向性について、2014 年中に結論を得る。【総務省】

- ・ 大学等のクラウド環境構築やビッグデータ利活用、産業界を含む世界最高水準のスーパーコンピュータの利用に不可欠な学術情報ネットワーク（SINET）について、国際連携の確保や産官学の共同研究の推進に資するよう、民間研究機関による利用を促進するとともに、回線の増強やセキュリティの高いオンデマンドサービスの提供等を図る。【文部科学省】

○事業継続に資する IT インフラ環境整備の推進

- ・ 大規模災害時における IT 利活用の観点から、データセンターの地域分散・地域連携、IX（インターネットエクスチェンジ）の地域分散等により、バックアップ体制の実現を推進するための、課題整理と対応策を検討する。【総務省】
- ・ データセンターの地域分散化の対応策を踏まえつつ、データセンター地域分散化促進税制の適用を開始し、税制の周知・啓発、税制適用のための認定申請に対応する。また、地域データセンターを活性化するための課題整理と対応策を検討し、地域分散化・活性化についてデータセンター事業者へ周知・啓発等支援を行う。【総務省、経済産業省】
- ・ 企業の長期的競争力獲得に向けたインターネットや IT 関連の投資等を促進するため、中小企業投資促進税制など既存の税制措置の活用を促しつつ、必要に応じて更なる支援措置について検討する。【総務省、経済産業省】

○次世代 IP 環境の推進

- ・ 2013 年度中に、今後増加する IPv6 インターネット接続サービスのユーザーの利便性確保のために、民間事業者等の情報システムの IPv6 対応の促進に資する、機器等の調達仕様モデルおよび情報セキュリティガイドラインを作成する。【総務省】
- ・ 作成された調達仕様モデル、情報セキュリティガイドラインを用い、民間事業者や地方自治体等に対して、情報システムの IPv6 対応に係る周知・啓発活動を全国で実施する。【総務省】

【中期（2016 年度～2018 年度）】

○通信ネットワークインフラの推進

- ・ 高速・大容量な第 4 世代移動通信システムの展開を推進する。【総務省】
- ・ 第 4 世代移動通信システムの展開に向けた取組と並行し、ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差の解消に向けた取組と次世代移動通信システムの実現に向けた周波数の高度利用等を可能とする研究開発を推進する。【総務省】
- ・ 次世代の世界最高レベルの光通信技術やネットワーク仮想化技術の国際標準化及び実用化を推進する。【総務省】
- ・ 低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保

等、競争政策を推進する。【総務省】

○事業継続に資する IT インフラ環境整備の推進

- ・ データセンターの地域分散化・活性化についてデータセンター事業者へ周知・啓発等支援を行う。【総務省、経済産業省】

○次世代 IP 環境の推進

- ・ 作成された調達仕様モデル、情報セキュリティガイドラインを用い、民間事業者や地方自治体等に対して、情報システムの IPv6 対応に係る周知・啓発活動を全国で実施する。【総務省】

【中期（2016 年度～2018 年度）・長期（2019 年度～2021 年度）】

○通信ネットワークインフラの推進

- ・ 海底光ケーブルが整備された離島をはじめとした条件不利地域等において超高速ブロードバンド基盤を整備する自治体に対して支援する。【内閣府、総務省】
- ・ 安全確保や海上における資源探査等に資する衛星ブロードバンドの研究開発を推進する。【総務省】
- ・ 大学等のクラウド環境構築やビッグデータ利活用、産業界を含む世界最高水準のスーパーコンピュータの利用に不可欠な学術情報ネットワーク（SINET）について、民間研究機関による利用を更に促進し、一層の機能の高度化を図る。【文部科学省】

【長期（2019 年度～2021 年度）】

○通信ネットワークインフラの推進

- ・ ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差の解消に向けた取組と次世代移動通信システムの実現に向けた周波数の高度利用等を可能とする研究開発を推進する。【総務省】

実施スケジュール（4. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
③サイバーセキュリティ	<p>サイバーセキュリティ</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」に基づく施策の推進 【内閣官房、警察庁、総務省、外務省、経済産業省、防衛省及び全府省庁】</p>			<p>引き続き、サイバーセキュリティに関する施策を実施</p> <p>「サイバーセキュリティ立国」の実現 (世界を率先する強靱で活力あるサイバー空間の構築)</p>						<ul style="list-style-type: none"> ・政府機関等におけるサイバー攻撃に関する情報共有体制のカバー率 ・CSIRT設置率 ・マルウェア感染率 ・サイバー攻撃等の対応に関する国際的な連携や対話の相手国等の数 ・国内の情報セキュリティ市場規模 ・セキュリティ人材の不足割合 等

(3) サイバーセキュリティ

【短期（2013年度～2015年度）】

○「サイバーセキュリティ戦略」に基づく施策の推進

- ・ 「サイバーセキュリティ戦略」（平成 25 年 6 月 10 日 情報セキュリティ政策会議決定）および同戦略に基づき作成される年次計画に基づき、具体的な施策を推進する。【内閣官房、警察庁、総務省、外務省、経済産業省、防衛省及び全府省庁】

【中期（2016年度～2018年度）・長期（2019年度～2021年度）】

○サイバーセキュリティに関する施策

- ・ 引き続き、世界を率先する強靱で活力あるサイバー空間を構築し、「サイバーセキュリティ立国」を実現するため、サイバーセキュリティに関する施策を行う。【内閣官房、警察庁、総務省、外務省、経済産業省、防衛省及び全府省庁】

実施スケジュール（5. 規制改革と環境整備）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備（規制改革会議と連携）	IT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置【内閣官房】									・パーソナルデータ利活用に関連した制度見直しの達成状況
	パーソナルデータ利活用ルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等を年内できるだけ早期に着手【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】	パーソナルデータ利活用ルールに基づく、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等の実施【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】								
	新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針の策定【内閣官房、関係省庁】	制度見直し方針に基づく各施策の実施【内閣官房、関係省庁】								
「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（仮称）の策定・実施（規制改革会議と連携）	IT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置【内閣官房】									
	本人確認手続き等の見直しの検討【内閣官房、関係省庁】									
	関連制度（運用解釈が明確でないものも含む）の精査・検討【内閣官房、関係省庁】									
	「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（仮称）の策定【内閣官房、関係省庁】	「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（仮称）に基づく各施策の実施【内閣官房、関係省庁】								

実施スケジュール（5. 規制改革と環境整備）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">ID連携トラストフレームワークの整備</div> <div style="flex-grow: 1;"> <p style="margin-top: 10px;"> プライバシーの保護とパーソナルデータの利活用を両立できるトラストフレームワークの構築に向け、国際的な協調も視野にプライバシー保護に配慮したID連携の実証、標準化、普及啓発等の推進【総務省】 </p> </div> </div>									
										・ID連携トラストフレームワークの認定状況 ・ID連携トラストフレームワークのサイト利用状況

5. 規制改革と環境整備

【目標（マイルストーン含む）】

- ・ パーソナルデータの取扱いについては、新たな検討組織を設置し、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定する。
- ・ 年内に「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（仮称）を策定する。
- ・ IT 利活用を推進するための法的措置の必要性についても検討する。

【短期（2013 年度～2015 年度）】

○オープンデータやビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備

（規制改革会議と連携）

- ・ パーソナルデータの取扱いについては、IT 総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置（6 月中）し、検討を開始する。【内閣官房】
- ・ 個人情報保護及びプライバシー保護に配慮したパーソナルデータ利活用ルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等の取り組みを年内できるだけ早期に着手し、2015 年度末までには、検討を踏まえて必要に応じ個人情報保護ガイドラインの見直しや同意取得手続きの標準化等を実施する。

なお、規制改革実施計画（平成 25 年 6 月閣議決定予定）に基づき、消費者庁は、ビッグデータの利用に資する例を含む形で、「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」（Q&A）の改訂を 2013 年度上期に行う。また、内閣官房及び消費者庁は協力しつつ、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを 2014 年上期に策定する。個人情報保護法における事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁は、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において、2014 年中に明確化する。

【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】

- ・ 第三者機関の設置も含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定し、制度見直し方針に基づき、国際的な連携にも配慮しつつ、各施策を実施する。【内閣官房、関係省庁】

○「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（仮称）の策定・実施（規制改革会議と連携）

- ・ IT 総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置する。（7 月中）【内閣官房】
- ・ 本人確認手続き等の見直しの検討を行う。【内閣官房、関係省庁】
- ・ 関連制度（運用解釈が明確でないものも含む）の精査・検討を行う。
【内閣官房、関係省庁】
- ・ 「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（仮称）の策定を行う。【内閣官房、関係省庁】

○ID 連携トラストフレームワークの整備

- ・ プライバシーの保護とパーソナルデータの利活用を両立できるトラストフレームワークの構築に向け、国際的な協調も視野にプライバシー保護に配慮した ID 連携の実証、標準化、普及啓発等を推進する。【総務省】
- ・ 異なる組織間での ID 連携やデータ連携のための信頼関係を構築するための、ID 連携トラストフレームワークのルールや認定制度等の検討及びサンプル実証を行うとともに、それに適した社会システムやサービスの検討を行い、認定制度の適用可能な社会システムやサービスから運用を開始する。また、検討結果のうち、官と民の連携として活用できる結果については、「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（仮称）に反映する。【経済産業省】

【中期（2016 年度～2018 年度）】

○オープンデータやビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備

（規制改革会議と連携）

- ・ パーソナルデータ利活用ルールに基づき、検討を踏まえ必要に応じ個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等を実施する。【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】
- ・ IT 総合戦略本部の下の検討組織において、とりまとめられた制度見直し方針に基づき、国際的な連携にも配慮しつつ、各施策を実施する。【内閣官房、関係省庁】

○「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（仮称）に基づく各施策を推進する。【内閣官房、関係省庁】

○ID 連携トラストフレームワークの整備

- ・ プライバシーの保護とパーソナルデータの利活用を両立できるトラストフレームワークの構築に向け、2015 年度までに取り組んだ事項を踏まえ、国際的な協調も視野にプライバシー保護に配慮した ID 連携の実証、標準化、普及啓発等を推進する。【総務省】
- ・ 民間における ID 連携トラストフレームワークの普及・推進を行う。【経済産業省】

【長期（2019 年度～2021 年度）】

○オープンデータやビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備

（規制改革会議と連携）

- ・ IT 総合戦略本部の下の検討組織において、とりまとめられた制度見直し方針に基づき、国際的な連携にも配慮しつつ、各施策を実施する。【内閣官房、関係省庁】

○「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（仮称）に基づく各施策の推進【内閣官房、関係省庁】

○ID 連携トラストフレームワークの整備

- ・ プライバシーの保護とパーソナルデータの利活用を両立できるトラストフレームワークの構築に向け、2018 年度までに取り組んだ事項を踏まえ、国際的な協調も視野にプライバシー保護に配慮した ID 連携の実証、標準化、普及啓発等を推進する。【総務省】
- ・ 民間における ID 連携トラストフレームワークの普及・推進を行う。【経済産業省】